

第六十八回 参議院文教委員会會議録第二号

昭和四十七年三月二十一日(火曜日)

午前十時九分開会

事務局側

常任委員会専門員 渡辺 猛君

委員の異動

一月三十一日

辞任

鈴木 力君

補欠選任

秋山 長造君

出席者は左のとおり。

委員長

大松 博文君

理事

久保田 藤麿君

楠 正俊君

宮之原 貞光君

安永 英雄君

委員

金井 元彦君

志村 愛子君

高橋 文五郎君

内藤 三郎君

永野 鎮雄君

濱田 幸雄君

宮崎 正雄君

片岡 勝治君

内田 善利君

矢追 秀彦君

萩原 幽香子君

加藤 進君

国務大臣

文部大臣

高見 三郎君

政府委員

文部政務次官

渡辺 栄一君

文部大臣官房長

井内 慶次郎君

文部大臣官房会

須田 八郎君

計課長

事務局側

常任委員会専門員 渡辺 猛君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○教育、文化及び学術に関する調査

(昭和四十七年度における文教行政の重点施策に関する件)

(昭和四十七年度文部官関係予算に関する件)

○委員長(大松博文君)

ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る一月三十一日、鈴木力君が委員を辞任され、その補欠として秋山長造君が選任されました。

○委員長(大松博文君)

次に、理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員異動に伴い、理事が一名欠員となっておりますので、この際その補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大松博文君)

御異議ないものと認めます。

それでは、理事に宮之原貞光君を指名いたします。

○委員長(大松博文君)

教育、文化及び学術に関する調査を議題といたします。

まず、昭和四十七年度における文教行政の重点施策について文部大臣から説明を聴取いたします。

高見文部大臣。

第六十八回国会において、文教各般の問題を御審議いただくに当たり、所信の一端を申し上げます。

本年は、明治五年、学制発布により、わが国の近代学校制度が創設されてから百年の歴史を画す記念すべき年に当たります。

百年前、われわれの先達は、日本の歴史の変革期に当たり、勇気と英断をもって、新しい時代の扉を開きました。「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」ことを期して学制が発布されて以来、教育の普及と充実のためにたゆまざる努力を重ねてきた結果、特にその普及の面におきまして、国際的にも高い水準の成果を見ております。

ことは、御同慶にたえないところであります。

しかしながら、今日の時代は急速な発展と変貌を遂げつつあり、世界の各国は、国家繁栄の基盤として教育の持つ重要な重要性に目ざめ、国力をあげて教育の刷新、充実に取り組んでおります。

わが国がこのような世界の進運に伍し、限らない未来にわたって発展を続けていくためには、教育の普及と刷新に一段と努力を傾注し、教育の量的普及に加えてその質的充実につとめ、豊かたぐましい人間性と創造的英知を備えた日本人として、国際社会で積極的に活躍できる人間の育成をはかっていかなければならないと考えます。

このことは、わが国の伝統を踏まえつつ、世界から評価され、人類の歴史に輝きを添えるような高い学術・文化の基盤を築き、美しく花咲かせることを目指すことにもなると思存いたします。

文教行政をあくまで私といたしましては、学制百年の記念すべき年に当たり、先人の偉業を敬慕するとともに、思いを新たに、このような時代の要請と国民の期待にこたえるため、最善の努力を尽くし、新たな国家百年の計に誤りのないよう

にいたしたいと決意いたしております。

以下、当面する文教行政の諸問題について申し上げます。

まず第一に、教育改革の推進についてであります。

中央教育審議会は、昨年六月、学校教育全般にわたり、今後の進むべき方向について答申されたのでありますが、私といたしましては、この答申の実現について真剣に検討を重ね、国民の要請する方向に、教育の改革を積極的に推進してまい

る所存であります。このため、広報広聴活動をより積極的に進め、国民の理解と支持を得ることに努めるとともに、教育改革に取り組む行政体制の整備をはかってまいりたいと存じます。

中央教育審議会の答申の提案する改革のための諸施策は、きわめて広範多岐にわたっておりますが、そのうち、新しいよりよき学校制度への研究開発など、慎重な準備のもとにこれを進めるべき課題については、まず所要の調査研究に着手することとし、幼稚園教育の普及と充実、特殊教育の拡充整備など、直ちに着手すべき緊要な課題については、昭和四十七年度を初年度として、計画的に実施に移してまいります所存であります。

次に、初等中等教育の改善充実について申し上げます。

中央教育審議会の答申に基づき幼稚園教育の計画的な拡充整備については、昭和四十七年度において公・私立幼稚園の大幅な新増設をはかるとともに、五歳児及び四歳児を持つ保護者に対する幼稚園就園奨励費補助の制度を新設して、幼稚園教育の一層の充実振興につとめてまいりたいと存じます。

なお、昭和四十七年度に、全市町村を対象として幼児教育に関する整備計画について必要な調査を行ない、昭和四十八年度以降の計画的な整備に資する所存であります。

心身に障害を持つ子供たちのすべてが、適切な教育を受ける機会に恵まれ、その障害を克服して

第六部 文教委員会會議録第二号 昭和四十七年三月二十一日【参議院】

有為な日本国民として成長していくようにするため、中央教育審議会の答申の趣旨に沿い、特殊教育の拡充整備に一その力を注ぐ考えであります。養護学校につきましては、なるべく早い機会に義務制に移行することを目的に、未設置県の解消をはかるなどの努力を傾注するとともに、昨年十月開設されました国立特殊教育総合研究所につきましても、その整備を進めてまいっている考えであります。

また、施設設備の整備については、従来から努力を重ねてまいりましたが、児童生徒が急増する過密地域における義務教育施設の整備については、その事業量の拡大をはかるとともに、特に、懸案であった小学校校舎の国庫負担率を、中学校と同様に二分の一に引き上げるなどの措置を講じていくこととしております。また、教職員定数の改善を行なうとともに、教職員の長期宿泊研修のための施設として国立教育会館分館の建設に着手し、あるいは教職員の海外派遣を拡大するなど、教職員の資質向上につとめてまいっている所存であります。

児童、生徒の心身の健全な発達にとって重要な役割を果たす学校給食については、今後一そう普及につとめるとともに、施設設備の整備、食事内容の向上、物資の需給体制の整備等についても、さらにその改善充実をはかる所存であります。また、大気汚染地域の児童、生徒の健康の保持増進をはかるため、特別健康診断を実施し、適切な保健管理の徹底を期するとともに、恵まれた自然環境の中で、学校教育活動としての移動教室を開設し、積極的に児童、生徒の健康の増進をはかる事業を、昭和四十六年度に引き続き、これを拡充して実施するよう計画いたしております。

次に、高等教育の改革充実について申し述べます。高等教育の改革につきましては、昭和四十七年度に高等教育改革推進会議を設け、中央教育審議会の答申を踏まえて、高等教育基本計画の策定につとめるほか、大学院のあり方をはじめ、技術者養成、教員養成などの個別の方策についても検討

計を行なうこととしてまいっております。また、新しい構想に基づく筑波新大学の創設や放送大学の準備に必要な調査を引き続き進めてまいりたいと存じます。

これと並行いたしまして、学部学科の拡充、教員養成や医学教育の充実、大学入学者選抜方法の改善等、当面の措置を進めてまいっているものについては、それぞれ施策を進めてまいっている所存であります。特に、社会的要請の強い医師の養成については、医科大学または医学部の創設準備を始めるほか、既設大学の定員の拡充措置を講ずることとしてまいっております。

なお、国立学校の授業料につきましても、昭和三十八年以来据え置かれて九年を経過しておりますので、諸般の事情を勘案して、昭和四十七年度にその改定を行なうこととしてまいりますが、この改定は、育英奨学事業の拡充、国立学校の教育条件の改善、私学助成の強化等の措置と一体のものとして実施しようとするものであります。

次に、学術の振興につきましても、これに関する基本的施策がいかにあるべきかについて、現在、学術審議会において鋭意審議が進められておりますので、その結論に基づいて、逐次、具体的施策の実現に格別の努力を傾けてまいりたいと存じます。さしあたり来年度においては、科学研究費の拡充、南極地域観測及び科学衛星打ち上げの継続などのほか、新たに国文学研究資料館及び溶接工学研究所を創設する等、学術研究の振興をはかってまいりたいと存じます。

次に、私立学校の振興について申し述べます。学校教育において私立学校の果たしている役割の重要性にかんがみ、昭和四十五年度に創設いたしました私立大学等経費補助金について、従来の教員人件費等の積算率を引き上げ、新たに事務職員等専任職員を補助の対象にするなど、その大幅な拡充をはかるとともに、私立学校教育共済組合の長期給付に要する費用の国庫補助率の引き上げを行なうこととしてまいっております。

次に、社会教育及び体育、スポーツの振興に

ついて申し述べます。これからの教育は、生涯教育の観点から、学校教育、家庭教育、社会教育のそれぞれの役割りを明らかにし、有機的連携をもつて進めていかなければなりません。そのため、今後は、国民が生涯にわたる必要な社会教育を受けることができる環境の醸成に格段の努力をいたす必要があります。このため、昭和四十七年度においては、昨年四月になされた社会教育審議会の答申の趣旨の実現をはかるため、社会教育指導員の充実、社会教育施設の整備、社会教育事業の奨励援助という三つの柱のもとに、生涯教育の環境づくりを推進してまいっている所存であります。特に、来年度は、社会教育指導員の新設、公民館、図書館、少年自然の家など社会教育施設の整備、幼児のための家庭教育の振興、視聴覚ライブラリーの充実に重点を置いてまいりたいと考えております。

また、体育・スポーツについては、昨年六月、保健体育審議会からなされた体育・スポーツの普及振興に関する基本方針についての中間報告の趣旨に沿い、体育・スポーツ施設の整備、指導者の養成、スポーツ組織の育成等の諸施策の推進に一段と努力してまいりたいと存じます。

次に、文化の振興についてであります。わが国が世界に誇る幾多の貴重な文化的遺産を適切に保存し、その活用をはかるとともに、伝統を継承しつつ新時代に即した芸術文化の創造をはかり、さらに国民各層の芸術文化への参加と享有の機会を拡充する必要があります。このため、昭和四十七年度においては、文化会館等の助成の拡大、青少年芸術劇場及び移動芸術祭の全県実施をはかる等の施策により、地方における文化の振興に力を注ぐとともに、芸術関係団体への助成の強化、優秀映画の製作奨励等により芸術文化活動の促進をはかることとしてまいっております。文化財保護の施策としては、史跡等の土地の買い上げ及び環境整備を促進するとともに、国宝・重要文化財の修理、防災及び買い上げ等の施策を拡充し、文化財の保存、活用に遺憾なきを期してまいりたいと存じます。

次に、教育、学術、文化の国際交流についてであります。わが国の国際社会における地位の向上にかんがみ、ユネスコ等の国際機関を通じ、あるいは個々の諸外国との関係により、アジア・アフリカ諸国への教育・学術・文化協力、欧米諸国との人物交流などの事業を強力に推進するとともに、海外に勤務する邦人子女の教育援助についても、格段の充実強化をはかりたいと存じます。

最後に、沖縄の教育について申し述べます。本年五月十五日には、沖縄の人々とはもとより国民の長い間の念願であった沖縄の本土復帰がいよいよ実現する運びとなりました。今日まで、多年にわたる本土との一体化に尽くされた教育関係者の努力に対して深く敬意を表するとともに、復帰の年を迎えて沖縄に対する教育援助を一段と充実して、本土との格差の解消と教育水準の向上をはかりたいと存じます。

以上、文教行政の当面する主要な問題について所信の一端を申し述べましたが、その他の諸問題につきましても、文教委員各位の御協力と御支援を得て、その解決に努力する所存であります。何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長(大松博文君) 引き続いて、昭和四十七年度文部省関係予算について説明を聴取いたします。高見文部大臣。

○国務大臣(高見三郎君) 昭和四十七年度文部省所管の予算案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、文部省所管の一般会計予算額は一兆一千八百一十一億五千五百五十四円、国立学校特別会計の予算額は三千九百七十七億六千四百五十二万二千円でありまして、その純計は一兆二千四百九十七億三千八百四十四万五千円となっております。この純計額を昭和四十六年度の当初予算額と比較いたしますと、二千八百七十七億三千五百七十八万八千円の増額となり、その増加率は二〇%となっております。

以下、昭和四十七年度予算案において取り上げました主要な事項について、御説明申し上げます。

第一は、教育改革に関する基本施策の推進に関する経費であります。昨年六月、中央教育審議会から、学校教育全般にわたる改革と拡充整備の基本的な施策について答申が行なわれましたが、昭和四十七年度の予算案においては、この答申の趣旨に沿って、先導的試行による学校体系の開発等、なお慎重な検討を要する課題については、まず、調査研究に着手することとし、幼稚園教育の普及充実、特殊教育の拡充整備等、答申の趣旨を直ちに実施に移し得る課題については、来年度から積極的に推進する等、段階的に教育改革を進めることとしたしております。そのおもなものを申し上げますと、まず、教育改革に取り組む文部省の行政体制の整備についてであります。昨年七月、「教育改革推進本部」を省内に設置し、教育改革の総合的な推進をはかることとしたしましたが、来年度は、さらに、初等中等教育局に先導的試行その他の教育研究開発を推進するため、教育研究開発室を新設するとともに、幼稚園教育の拡充整備に対処するため、幼稚園教育課を新設するほか、高等教育の改革と計画的な整備充実を推進するため、大学学術局に高等教育計画課を設置する等、機構の整備をはかることとしたいたしました。次に、教育改革の基本施策の策定に資するため、先導的試行に関する調査研究をはじめとして、高等教育改革推進会議を設置して高等教育基本計画の策定等を進めるほか、教員の待遇改善並びに大学入学者選抜制度と育英奨学制度の改善について調査研究を行なうこととし、このために必要な経費を計上いたしました。

また、具体的施策といたしまして、幼稚園教育の普及充実をはかり、特殊教育振興計画を推進するとともに、筑波大学の創設並びに放送大学の準備を進めることとしたしております。

幼稚園教育の普及充実につきましては、公・私立の幼稚園の計画的増設を進めるため、施設設備

の助成に要する経費を大幅に増額するとともに、父兄の経済的な負担の軽減をはかることにより幼稚園教育を一そう普及充実するため、新たに幼稚園就園奨励費補助の制度を設け、十億円を計上する等、総額三十五億円余を計上いたしました。

特殊教育の拡充整備につきましては、養護学校の新設と特殊学級の増設並びに障害児の早期教育の拡大のため、特殊教育諸学校幼稚園の学級増設をはかることとし、特に養護学校につきましては、なるべく早い機会に義務制に移行することを目途として、来年度は未設置県における新設養護学校の施設に対する国庫負担率を引き上げるとともに、必要な施設設備に要する経費を計上するほか、就学援助の拡充、養護訓練設備の整備等、総額四十二億円余を計上いたしました。また、昨年十月開設された国立特殊教育総合研究所につきましては、実験学校の設置等、施設の整備を進めるとともに、研究員その他必要な定員を確保することとしたいたしました。

筑波新大学につきましては、創設準備要員として必要な教職員の定員をはじめ、筑波地区の施設の整備に着手する等、創設に必要な経費十一億円余を計上いたしました。

また、放送大学につきましては、本年度に引き続き実験放送を続けることとしたしております。

なお、教育改革を進めるにあたりましては、国民各層の理解と支持を得ることが極めて肝要であります。このため、教育改革連絡協議会や地方における懇談会の開催等、広報広聴活動に要する経費につきましても配慮いたしたところであります。

第二は、初等中等教育の充実に関する経費であります。まず、義務教育諸学校の教職員の定数及び給与につきましては、引き続き年次計画による定数の増員及び特殊学級の増設に伴う定数の増員を行なうこととしたほか、教職調整額の平年度化、旅費単価の改訂等に要する経費を計上いたしました。給与費にかかる義務教育費国庫負担金は総額六千二百五十五億円余となっております。

教材の整備につきましては、従来からの年次計画によるもののほか、新たに中学校のクラブ活動の必修に伴う整備を行なうこととしたしております。

次に、理科教育につきましては、学習指導要領の改定に即して中学校の理科教育設備の充実を重点に整備するとともに、本年度に引き続き理科教育の現代化を推進するための研修用設備の整備に要する経費等を計上いたしております。また、産業教育につきましては、情報処理教育センターの設置をはじめといたしまして、施設設備を全般的に充実することとしたいたしました。

次に、高等学校の定時制教育及び通信教育につきましては、新たに通信教育の一年次生に教科書を給与する等のほか、施設設備に要する経費の増額をはかることとしたいたしました。

次に、僻地教育の振興につきましては、引き続き教員宿舎、スクールバス等の施設設備の充実に即して増額するほか、新たに保健室の設備について補助を行なうこととする等、僻地の教育環境の改善をはかることとしたしております。

次に、教職員の現職教育につきましては、引き続き従来からの研修の充実をはかることとし、新たに中学校の美術担当教員に対する実技講座を実施することとし、また、学校長等の海外派遣研修につきましては、本年度同様、派遣人員の大幅な増員をはかる等、研修の機会と内容の充実に配慮いたしました。さらに、本年度、準備調査費が計上されている教職員の長期宿泊研修施設としての国立教育会館の分館につきましては、筑波研究学園都市に年次計画をもって建設することとし、初年度に要する経費を国立教育会館に出資することとしたいたしました。

次に、学校給食の普及充実につきましては、新たに木造老朽施設を年次計画をもって改築するをはじめ、設備の改善更新に要する経費を計上する等、施設設備の充実につとめるとともに、学校栄養職員の増員、調理講習会の開催等、全般的に

施策の推進をはかっております。また、引き続き学校給食用物資の低価格流通を促進するための施設設備の補助及び都道府県学校給食総合センターを設置するための補助を行なうとともに、学校給食用物資の流通改善対策に要する経費を増額いたしました。なお、学校給食における米利用校につきましては、炊飯給食の施設設備を整備する等、所要の経費を計上することとしたいたしました。

次に、公害対策につきましては、本年度に引き続き健康増進特別事業として、大気汚染地区の小・中学校の移動教室を開設するとともに、これらの地区の学校における児童生徒の疾病の早期発見のため特別健康診断を実施することとし、所要の経費を計上いたしておりますが、それぞれの事業について対象校の拡大をはかっております。

そのほか、公立文教施設整備費において公害防止工事費を大幅に増額し、また、学校施設の公害対策に関する調査研究を引き続き行なうとともに、少年自然の家、野外活動施設の施策等とも相まって健康な児童生徒の育成をはかることとしたいたしました。なお、児童生徒の交通安全対策についても、交通事故が増加している現状にかんがみ、引き続き所要の経費を計上し、配慮しているところであります。

次に、公立文教施設の整備につきましては、本年度に対して約三七％増の七百三十二億円余を計上いたしました。その内容としては、過密過疎対策、危険建物の改築、養護学校と幼稚園の計画的設置に重点を置いて事業量の拡大をはかることとし、多年懸案の小中学校校舎の新増築及び未設置県の養護学校の新設に対する国庫負担率の引き上げを行なうこととしたほか、校地の確保のため本年度から措置された児童生徒急増市町村の公立小・中学校施設特別整備事業について事業量の拡大を行なうこととして、これに要する経費五十二億円余を計上いたしております。

以上のほか、教育内容の改善、生徒指導の充実、就学援助の強化、同和教育の推進等、各般にわたる施策の拡充に必要な経費を計上いたしました。

第三は、高等教育の整備充実と厚生補導の充実等に関する経費であります。国立学校特別会計予算につきましては、昭和四十六年度の当初予算額と比較して五百六十七億円の増額を行ない、三千九百七十八億円を計上いたしました。その歳入予定額は、一般会計からの受け入れ三千二百九十二億円、借入れ金二十八億円、付属病院収入四百六十九億円、授業料及び入学検定料収入百一億円、学校財産処分収入二十七億円、雑収入五十一億円、前年度剰余金受け入れ十億円であり、歳出予定額は、国立学校運営費三千四百二十九億円、施設整備費五百四十九億円となっております。

なお、歳入において、昭和三十八年度改定以来据え置かれてまいりました授業料等につきましては、このたび諸般の事情を勘案し、一方、育英奨学事業の拡充措置等についても配慮の上、引き上げを行なうこととし、授業料及び入学料は、昭和四十七年度の入学から、検定料は昭和四十八年度入学者選抜の場合から改定することとしたしました。改定後の授業料の額は、学部及び大学院の研究科にあっては月額三千円、高等専門学校にあっては月額一千六百元となっております。

まず、高等教育につきましては、前述いたしましたように、高等教育改革推進会議を設けて改革の推進をはかり、筑波新大学、放送大学等、新構想による大学の設置準備を進めるとともに、一方、従来から懸案の国立大学の学部等につきましても、東北大学薬学部等、県立大学の国立移管をも含め、四大学につき五学部を創設するのをはじめとして、大学院研究科の設置、学科の新設改組、特殊教育と幼稚園教育の教員養成課程の新設、医療技術短期大学の創設等、社会的要請も勘案しつつ所要の措置を講ずることとしたしました。

さらに、学生、教官当たりの積算校費、教官研究旅費、設備費等の基準的経費につきましても、来年度は、学生の教育に要する経費を重点として改善をはかることとしたしました。

また、医学教育の充実につきましても、医科大

学ないしは医学部の創設準備費を三大学に計上するとともに、医科大学等設置に関する調査を継続するほか、六国立大学医学部の入学定員を増加することとしたしております。

次に、国立大学付属病院の整備につきましても、診療科の新設、中央・特殊診療施設の整備等を行なうとともに、看護業務要員の大幅な増員を行ない、また、非常勤医師の給与の改善を行なうこととしたしました。

次に、国立高等専門学校につきましても、新たに八代、徳山工業高等専門学校に関する調査を行なうこととし、また、既設校につきましても、教官の増員、設備の充実等につとめることとしたしました。

次に、学生の厚生補導につきましても、引き続き総合的な施策の推進につとめておりますが、来年度は特に厚生福祉施設、課外活動施設等の整備を重点として所要の経費を計上いたしました。

次に、育英奨学事業につきましても、大幅な拡充をいたしました。すなわち、高等学校、大学及び高等専門学校に在籍する学生については、一般貸与の貸与月額を、来年度の一年次生から現在の自宅通学者にかかる特別貸与程度の額に増額し、特別貸与についても、新一年次生から、所要の増額を行なうこととしたしております。

大学院の奨学生につきましても、修士課程、博士課程とも全学年次の学生について、大幅に増額することとし、私立高等専門学校の高学年、通信教育の奨学生等につきましても所要の調整を行なっております。また、奨学生の採用数は、私立大学の特別貸与と大学院の修士課程について増加することとしたしました。なお、今後の高等教育機関のあり方に即応した育英奨学制度の改善については、引き続き調査研究を進めるため、必要な経費を計上いたしております。

次に、国立大学のほか公立大学につきましても、教育研究設備の充実、在外研究員の派遣人員の増員等を行なうこととしたしております。

まず、重要基礎研究の推進をはかるため、大阪大学に溶接工学研究所を、全国共同利用の研究所として国文学研究資料館を、それぞれ創設するのをはじめ、本年度設置された高エネルギー物理学研究所の整備計画を進めるとともに、既設の研究所の整備につきましても所要の経費を計上することとしたしております。このほか、南極地域観測事業、科学衛生及びロボット観測事業等について、引き続き拡充をはかっております。

また、科学研究費につきましても、百億円を計上し、すぐれた基礎的研究の一そうの進展を期しております。なお、学術の国際交流につきましても所要の経費を計上し充実をはかっております。

第五は、私学の振興に関する経費であります。まず、私立大学等の人件費を含む経常的経費の助成につきましても、専任教員給与費の補助の拡大をはじめ、新たに専任職員給与費を補助対象に加える等、本年度に対して五二%増の約三百一億円を計上いたしました。

日本私学振興財団の貸し付け事業につきましても、政府出資金十億円を計上するとともに、財政投融資資金からの借入れ金として百七十四億円余を確保いたしました。

なお、私立学校教職員共済組合の事業につきましても、長期給付の国庫補助率の引き上げ、既裁定の年金額の改訂等の措置を講ずることとしたしております。

第六は、社会教育の振興に関する経費であります。社会教育の振興につきましても、まず、社会教育の指導層の充実をはかるため、新たに社会教育指導員を市町村に設置する経費を計上するとともに、引き続き社会教育主事等の養成、研修につとめることとしたしました。

次に、社会教育施設の整備につきましても、公民館、図書館及び少年自然の家を重点として大幅な増額を行ない、これら三種の施設につきましても、本年度の約二倍の二十六億円余を計上いたしました。また、国立青年の家につきましても、第十一青年の家の新設を行なうとともに、第十二青

年の家の設置準備調査費を計上することとしたしております。このほか、博物館、青年の家の整備を推進するため引き続き所要の経費を計上いたしました。

また、社会教育事業につきましても、社会教育の新課題の研究につとめるとともに、幼児のための家庭教育の推進をはかるため、新たに、はがき通信と巡回テレビ放送による相談事業を行なうほか、視聴覚ライブラリー設備の充実等、視聴覚教材の利用促進並びに社会通信教育の普及、奨励につとめることとしたしております。

第七は、体育・スポーツの振興に関する経費であります。体育・スポーツの普及振興につきましても、青少年をはじめ広く国民が日常生活の中で体育・スポーツを実践し、健康の増進と体力の向上をはかり得るよう、日常生活圏域に体育・スポーツ施設を整備するほか、学校における体育施設の整備をはかるため、水泳プール、国民体育館、国民運動場及び柔剣道場を重点に体育施設整備費として三十五億円を計上し、大幅な増額をはかっております。また、これらの施設が積極的に利用されるようスポーツ教室の開設、一般社会における体育・スポーツの指導者の養成等を引き続き行なうこととするほか、スポーツ団体の助成等につきましても拡充することとしたしております。なお、来年度はミュンヘンで第二十回オリンピック競技大会が開催されますので、選手団の派遣に要する経費等を計上いたしております。

第八は、芸術文化の振興と文化財保護の充実に関する経費であります。まず、芸術文化の振興につきましても、地方芸術文化の拠点となる文化会館の建設を促進するとともに、これらの施設を利用したすぐれた芸術文化を身近に享受できるようにするため、青少年芸術劇場及び移動芸術祭の公演回数等を増加する等、地方芸術文化の振興をはかるのをはじめ、優秀映画の製作を促進するため、新たに優秀映画製作奨励金を計上するとともに、芸術関係団体の助成、芸術家の在外研修等の拡充をはかることとしたほか、新たに文化テレビ

放送を実施するための経費を計上いたしました。

また、第二国立劇場の設置につきましては、引き続き具体的な調査検討を進めることといたしました。

なお、国立の美術館、博物館における陳列品の購入、特別展の開催、施設の整備等につきましては、所要の経費を計上することといたしております。

次に、文化財保護事業につきましては、まず、国立歴史民俗博物館の設置を促進するため、来年度は実質的な設置準備に要する経費を計上するとともに、地域住民の郷土の歴史と文化財に対する知識と理解を深めるため、地方歴史民俗資料館の補助館数を大幅に増加いたしました。また、飛鳥・藤原宮跡の保存整備を推進し、飛鳥資料館の完成をはかることとし、平城宮跡については、引き続き発掘調査と整備を実施するとともに、民有地の買い上げを進めることといたしました。さらに、最近の各種開発事業等の急激な進展に伴い、史跡等の買い上げ費を大幅に増額することといたしました。このほか、文化財の保存状況の実態を総合的に調査し、防災計画を緊急に策定する等のため、緊急総合調査を実施するとともに、国宝・重要文化財の買い上げ費を大幅に増加して美術品の海外への流出を防止し、国有化を促進する方途を講ずることといたしました。

なお、無形文化財の保護の強化につきましても重要無形文化財の保持者に支給する特別助成金を増額する等、所要の措置を講じております。

第九は、教育・文化の国際協力の拡大に関する経費であります。まず、教育・学術、文化の国際交流を促進するため、学者、文化人等の交流を推進するとともに、新たに日米の文化教育交流を促進するための所要の経費を計上するほか、日本語教育の海外普及にとめる等、文化の相互交流について配慮いたしております。

また、アジア・アフリカ諸国への教育協力につきましても、引き続き教育指導者の招致とわが国からの指導者の派遣等に要する経費の増額をはか

ることといたしました。

次に、外国人留學生の教育につきましても、国費外国人留學生の採用数の増員と給与の増額をはかり、私費留學生の医療費補助の対象を拡大するとともに、日本人及び日本に対する理解を深めるため、留學生が日本人家庭を訪問する制度を新たに設ける等、その拡充にとめることといたしております。なお、學生の国際交流に資するため、新たに国・公・私立の大学の學生を外国に派遣する経費を計上いたしました。

次に、ユネスコ活動につきましても、本年七月、第三回世界成人教育會議が東京で開催されますので、これに要する経費を計上するとともに、アジア諸国の文化の交流と振興のため、ユネスコと協力して巡回講師団を引き続き現地へ派遣するほか、アジア諸国の文化の交流と振興のため、ユネスコ・アジア文化センター等の関係団体に対する助成を充実することといたしております。

また、国連国際大学につきましても、昨年暮れの国連総合会議において、国連国際大学設立の可能性について、さらに調査研究を継続し、本年秋の国際連合総会で審議することに決定されたので、わが国といたしましては、引き続き国連・ユネスコが行なう調査研究に積極的に参加、協力することとし、これに必要な経費を計上することといたしました。

なお、海外子女に対する教育の充実を期するため、新たに通信教育事業を実施する等に必要経費を計上することといたしました。

第十は、沖縄に関する経費であります。本年五月十五日をもって沖縄の本土復帰がいよいよ実現することとなりました。これに伴い本土復帰後において沖縄における教育の本土との格差をできる限りすみやかに解消し、教育条件の一層の向上をはかることと、琉球大学を国立大学に移管するため、所要の経費を計上することといたしております。その予算額は、国立学校特別会計も含め百三十四億円となっております。このほか、総理府所管予算に文教関係経費として四十三億円が計

上されておりました。これを合わせますと、沖縄の文教関係予算総額は百七十七億円であります。総理府所管にかかるものも含め、そのおもなもののついて申し上げますと、まず、従来から実施してまいりました沖縄教職員の特別研修は、本土復帰後においても一定期間継続して実施することとし、また、学校給食用物資の無償供与につきましても、復帰後、一定期間、国において実施することといたしました。さらに、学校施設につきましても、本土との格差をできる限りすみやかに解消するため、積極的に整備することといたしております。

次に、琉球大学は、五つの学部と附属病院を持つ国立大学として整備することとし、また、国費沖縄學生の給与を継続するとともに、沖縄県の育英奨学金の造成、私立大学の統合整備の促進に要する経費を計上することといたしております。

なお、沖縄の復帰を記念して、沖縄に国立青年の家を新設するとともに、沖縄における文化の振興等についで配慮いたしております。

以上のほか、本土と同様な諸施策の遂行に遺漏のないよう留意することと、施設設備の補助率の引き上げを行なう等、所要の経費を計上することといたしております。

なお、このほか、来年度の当初から沖縄が復帰する日までの間にかかる琉球政府に対する教育援助費は、総理府所管の予算として計上されております。

最後に、本年は明治五年の学制公布以来百年を迎えることとなりますので、記念式典をはじめ各種の記念事業を行なうこととし、来年度予算にこれに必要な経費を計上いたしました。

以上、文部省所管予算案につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。

○委員長(大松博文君) この際、おはかりいたします。

お手元に配付してあります昭和四十七年度文部省所管予算案概要補足説明につきましては、説明

聴取を省略し、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(大松博文君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

以上をもって、昭和四十七年度における文教行政の重点施策及び文部省関係予算についての説明聴取を終わります。

本件に関する質疑は後日に行なうこととし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十四分散会

〔参照〕

昭和四十七年度文部省所管予算案概要補足説明

昭和四十七年度文部省所管予算案について文部大臣からその概要を説明申し上げましたが、これを補足し、お手もとにお配りしております「昭和四十七年度予算要求事項別表」により、ご説明申し上げます。

まず、事項別表の一ページに、昭和四十七年度予算案の総額を表にして掲げておきました。

すなわち、一般会計予算額は一兆一千八百一十一億五千五百万円、うち沖縄関係は百二十八億八千七百万円、本年度の当初予算額に比べ一千九百六十三億一千百万円の増額であり、その増加率は一九・九パーセントとなっております。

次いで、国立学校特別会計予算額は三千九百七十七億六千五百万円、うち沖縄関係は三十六億一千二百百万円、本年度の当初予算額に比べ五百六十六億九千六百万円の増額であり、その増加率は一六・六パーセントとなっております。また、国立学校特別会計予算額のうち三千二百九十一億八千百万円は、一般会計からの受け入れ額で、残額は附属病院収入、授業料および入学検定料収入等のいわゆる自己収入等によるものであります。一般会計予算額に自己収入等の予算額を加えた文部

省所管予算案概要補足説明につきましては、説明

省所管予算額の純計は一兆二千四百九十七億三千九百四十四万、うち沖繩関係は百三十四億二千五百四十四万、本年度の当初予算額に比べ二億八千七百七十四万円の増額であり、その増加率は二・〇パーセントとなつております。このほか、総理府所管予算に四十三億一千九百九十九万円の沖繩の文教関係経費が計上されております。これを含めると、昭和四十七年度の文教関係予算の総額は一兆二千五百四十四億五千八百四十四万となつております。

なお、二ページには、財政投融資計画の表も掲げておりますが、昭和四十七年度の財政投融資計画の文部省関係分は、日本私学振興財団貸付金百八十億円と国立学校施設整備二十八億円の合計二百八億円であります。

つづいて、ページを追つて主要な事項について説明申し上げます。

第一は、三ページの「教育改革に関する基本施策の推進」に関する経費についてであります。

まず、「(1) 教育改革のための準備および調査研究」では一億四千百万円を計上いたしておりますが、その内容については大臣から説明申し上げましたとおり、教育改革推進のための文部省の行政体制の整備として、初等中等教育局に教育研究開発室と幼稚園教育課を新設し、大学学術局に振替により高等教育計画課を設置することとしたほか、大臣官房に広報広聴官を設置することとしたしております。

次に、教育改革に関する各種の調査研究につきましては、長期教育計画の調査研究を行なうのはじめ、初等中等教育では、幼稚園、小学校等の連関と中学校・高等学校等の連関に関する先導的試行について、学問的立場にたつた基礎的な調査研究に着手し、高等教育では、高等教育改革推進会議を設置して、高等教育基本計画の策定等について検討を行なうとともに、大学入学者選抜制度や育英奨学制度の改善についても調査することとしたしております。さらに、教員の待遇改善と研修活動についても調査研究を進めることとしたしております。

なお、広報広聴活動の推進につきましては、四千五百万円を計上して増額を図つております。五ページの「(2) 教育改革のための施策の推進」では、九十六億七千六百万円を計上いたしております。その内容としては、幼稚園教育および特殊教育の振興を計画的に推進するとともに、筑波新大学を創設し、放送大学の準備等を進めることとしたして中等教育、これらにつきましては、あとで「初等中等教育の充実」に関する経費および「高等教育の整備充実と厚生補導の充実等」に関する経費の説明の際に申し上げたいと存じます。

第二は、五ページからはじまる「初等中等教育の充実」に関する経費についてであります。

まず、「(1) 義務教育教職員の定数の充実および給与改善等」では、給与費にかかる義務教育費国庫負担金として六千二百二十五億二千百万円を計上いたしております。これは、本年度の当初予算額に比べ九百四十九億六千四百百万円の増加となつておりますが、この増加額のおもなものは、年次計画および特殊学級の増設等による教職員定数七千五百五十五人の増員に伴う増加分七十三億二千四百百万円、旅費単価の引き上げによる増加分六億三千百万円、本年一月から支給されております教職調整額等の平年度化に伴う差増分百三十億八千五百万円のほか、既定予算規模の是正等のための所要額六百二十八億円であります。

次に、七ページの「(2) 義務教育諸学校の教材整備の推進」では、九十三億円を計上いたしております。教材費整備十か年計画の第六年次分とあらたに計上されました中学校のクラブ活動必修に伴う増加分をあわせて、七億円の増加となつております。

次に、同ページの「(3) 義務教育教科書の無償給与および就学援助の強化」では、二百四十六億二千七百七十四万を計上いたしております。教科書無償給与費として百五十七億七千六百万円を計上するほか、就学援助の強化につきましては、学用品費、通学用品費等について単価を改訂する等要保護および要保護の児童生徒に対する援助を中心

として、八十八億五千百万円を計上いたしております。次に、九ページの「(4) 幼稚園教育の普及充実」では、三十五億七千万円を計上いたしております。本年度に比較しますと、二十三億二千四百百万円の大幅な増加をみております。その内容としては、公・私立幼稚園の計画的な新増設を図ることとし、来年度は、五百四十校の新設と九百十八学級の学級増設に必要な施設設備の補助を行なうとともに、父兄負担を軽減し幼稚園への就園を奨励する見地から公・私立幼稚園に在園する四・五歳児をもつ保護者のうち所得の低いものの保育料を減免するため、市町村に補助を行なうこととし、これに要する経費として十億円を計上するほか、幼稚園の整備充実計画に関する調査研究等を進めることとしたしております。

次に、十ページの「(5) 特殊教育の振興」では、四十七億九千九百万円を計上いたしております。本年度に比較しますと、十億三千二百百万円の増加となつております。その内容は、まず、養護学校二十校、幼稚部七十五学級、特殊学級千四百学級の設置に必要な施設設備の補助に要する経費を計上していることとあります。また、昨年十月に開設された国立特殊教育総合研究所につきましては、研究員等の定員を三十五人増員することともに、施設の整備についても所要の経費を計上いたしております。さらに、就学猶予・免除児等の実態をあらたに調査することとしたほか、特殊教育就学奨励費補助金、交付金についても特殊学級児童生徒の援助率を改善する等さらに充実を図ることとしたしております。

次に、十三ページの「(6) 定時制および通信教育の充実」では、二十二億四千三百百万円を計上いたしておりますが、来年度は、あらたに通信制の新入生に対して履修全科目の教科書・学習書を給与することとしたのはじめ、定通教育の手びき書を全国の中学校に配布するとともに、定通教育の改善を検討するため必要な研究調査を行なうこととしたしました。このほか、施設設備の補助、

夜食費の補助等従来から行なつてきた施策につきましては、引き続き充実を図ることとしたしております。次に、十五ページの「(7) 理科教育および産業教育の充実」では、百四億二千四百百万円を計上いたしております。このうち、理科教育関係は二十六億四千万円で、中学校の理科設備の設備基準を学習指導要領の改訂に即して改めるために必要な経費を計上することとしたほか、本年度に引き続き、算数、数学特別設備、高等学校理科設備、小・中学校理科教育現代化研修用設備等について、充実を図ることとしたしております。

また、産業教育関係では、七十四億六千六百万円を計上いたしておりますが、情報処理教育センターにつきましては新規設置分七か所と設備のみ整備分二か所を計上したのをはじめ、全般的に施設設備を充実することとしたしております。なお、中学校の産業教育設備につきましては、学習指導要領の改訂に伴う技術・家庭科の設備の整備を行なうこととしたしました。

次に、十九ページの「(8) へき地教育および同和地域の振興」では、百五十八億七千九百万円を計上いたしておりますが、へき地教育につきましては、教員宿舍建築戸数五十戸およびスクールバス・ボートの購入台数三十台の増加を図るとともに、遠距離児童生徒通学費の補助単価の改訂を行なうこととしたほか、あらたに百校分の保健室の設備の補助を行なうこととする等施策の拡充を図つております。

さらに、同和教育につきましては、学校教育において高等学校または高等専門学校への進学奨励費の補助対象人員を増員するとともに、補助単価を改訂することとし、社会教育において集会所指導事業等の拡充を図るとともに、同和对策集会所を増設することとしたしました。

次に、二十三ページの「(9) 学校給食の整備充実」では、九十八億八千九百万円を計上いたしております。まず、あらたに施設の改築と設備の更新を三百校について行なうほか、百校について設

夜食費の補助等従来から行なつてきた施策につきましては、引き続き充実を図ることとしたしております。次に、十五ページの「(7) 理科教育および産業教育の充実」では、百四億二千四百百万円を計上いたしております。このうち、理科教育関係は二十六億四千万円で、中学校の理科設備の設備基準を学習指導要領の改訂に即して改めるために必要な経費を計上することとしたほか、本年度に引き続き、算数、数学特別設備、高等学校理科設備、小・中学校理科教育現代化研修用設備等について、充実を図ることとしたしております。

また、産業教育関係では、七十四億六千六百万円を計上いたしておりますが、情報処理教育センターにつきましては新規設置分七か所と設備のみ整備分二か所を計上したのをはじめ、全般的に施設設備を充実することとしたしております。なお、中学校の産業教育設備につきましては、学習指導要領の改訂に伴う技術・家庭科の設備の整備を行なうこととしたしました。

次に、十九ページの「(8) へき地教育および同和地域の振興」では、百五十八億七千九百万円を計上いたしておりますが、へき地教育につきましては、教員宿舍建築戸数五十戸およびスクールバス・ボートの購入台数三十台の増加を図るとともに、遠距離児童生徒通学費の補助単価の改訂を行なうこととしたほか、あらたに百校分の保健室の設備の補助を行なうこととする等施策の拡充を図つております。

さらに、同和教育につきましては、学校教育において高等学校または高等専門学校への進学奨励費の補助対象人員を増員するとともに、補助単価を改訂することとし、社会教育において集会所指導事業等の拡充を図るとともに、同和对策集会所を増設することとしたしました。

備の改善を行なうこととし、また、学校給食における米利用校、小・中学校と定時制高等学校とを合わせて五十二校について、炊飯給食の施設設備を整備する等学校給食の施設設備を充実するとともに、学校栄養職員を増員し、要保護および要保護児童生徒、高度へき地学校児童生徒ならびに夜間定時制高等学校生徒に対する給食費補助の準備を改訂することとした。

なお、食料内容の充実を図るため、調理技術向上の講習会等の開催に必要な経費を、日本学校給食会に対し補助することとした。また、学校給食用物資の流通合理化の促進につきましては、学校給食用物資の価格安定調整基金に対する補助を、二億円に増額することとした。

次に、二十九ページの「(4) 公害対策、学校保健、学校安全の改善充実」では、二十四億五千五百万円を計上いたしておりますが、まず、(公害対策等)につきましては、特別健康診断ならびに移動教室の事業についてともに補助対象校数を四百六十校に増加し、また公立文教施設整備費における公害防止工事の補助につきましては、対象となる事業量を五四パーセント程度増加いたしております。

また、(学校安全、学校保健の改善充実)につきましては、要保護および要保護児童生徒の医療費、保健室の設備費等のへき地学校における児童生徒の保健管理に要する経費の補助、交通安全教育センター設備費の補助等を行なうに要する経費を計上いたしております。

次に、三十一ページの「(4) 公立文教施設の整備」では、七百三十二億五千六百万円を計上いたしましたが、本年度の当初予算額に比べ、百九十七億一千二百百万円の増額で、その増加率は約三七パーセントとなっております。その内容としては、社会増地域の小・中学校校舎、屋体の整備、過疎地域の統合学校校舎等の整備、危険建物の改築、養護学校と幼稚園の計画的設置等に重点をおいて事業量の拡大を図るとともに、負担率につき

ましては、小学校校舎にあつては二分の一に、未設置県の新設養護学校にあつては三分の二にそれぞれ引き上げることとした。

また、校地の確保のため、本年度から措置された児童生徒急増市町村の公立小・中学校施設特別整備事業につきましては、事業量の拡大等を図り、四十七年度国庫債務負担行為の限度額として九十六億九千万円を計上いたしました。なお、この補助金は、三か年にわたり均等に分割して交付する方式をとっておりますので、四十七年度の歳出予算には、四十七年度国庫債務負担行為の初年度分である三十二億三千万円に本年度国庫債務負担行為の第二年度次歳出化分の二十億円を加えた五十二億三千万円を計上いたしております。

次に、三十三ページの「(4) 教員の養成確保、研修、待遇等の改善充実」では、百八十四億八千七百万円を計上いたしましたが、教員養成制度の改善、教員養成大学学部の整備充実、教員養成大学学部教員の資質の向上、教員養成大学における育英奨学の充実等優秀な教員の養成確保のための諸方策を推進いたしております。また、教員の現職教育につきましては、教育職員の長期宿泊研修施設として、筑波研究学園都市に、国立教育会館の分館を年次計画をもつて建設するため、三億五千万円を国立教育会館に出資するのをはじめ、学校長等の海外派遣では、派遣人員を二百人増加し九百人といたしました。

第三は、三十七ページからはじまる「高等教育の整備充実と厚生補導の充実等」に関する経費についてであります。

まず、「(1) 筑波新大学の創設および放送大学の準備等」では、十三億一千万円を計上いたしておりますが、新大学を筑波研究学園都市に創設するために必要な準備要員十四人を確保するとともに、施設整備に要する経費十一億三千万円を計上するほか、図書館短期大学を筑波研究学園都市に移転するための準備調査費を計上いたしました。また、放送大学につきましては、引き続き実験放送を行なう等に要する経費一億三千二百百万円を計

上することとしたしております。このほか、東京工業大学等の改革総合調査を行なうに要する経費を計上いたしております。

次に、三十八ページの「(2) 国立大学の整備充実」では、八大学に大学院研究科を設置するのをはじめ、三重県立大学の国立移管をも含め、四大学に五学部を創設するとともに、金沢大学に医療技術短期大学部を創設し、また、十六大学の新設、改組を行なうとともに、特殊教育および幼稚園の教員養成課程をそれぞれ五課程新設し、三大学の小学校教員養成課程に二百二十人の学生を増募することとしたしております。さらに、三つの医科大学ないしは医学部の創設準備を行なうこととし、これに必要な定員と経費を計上いたしました。

次に、共通基盤的経費につきましては、学生当たり積算校費は平均一十二パーセント、教官当たり積算校費および教官研究旅費については、平均八パーセントの増額をいたしました。

次に、四十ページの「(3) 医学教育の充実」では、さきに申し上げましたとおり医科大学ないしは医学部の創設準備を三大学について行なうとともに、医科大学等の設置に関する調査を行ない、また、国立大学の医学部について合計百二十人の学生を増募し、医師養成の拡充を図ることとした。

次に、四十一ページの「(4) 国立大学附属病院の充実」では、看護業務要員六百六十四人(うち賃金三百三十二人)の増員を図り、非常勤医師の給与の改善を行なうほか、十四診療科の新設、中央・特殊診療施設の整備等を行なうこととした。

次に、四十二ページの「(5) 国立高等専門学校等の拡充整備」では、八代、徳山工業高等専門学校に関する調査費を計上し、それぞれのあり方等について検討を行なうこととするほか、既設校については、一般科目、専門科目にわたり教官陣容の強化を図る等のことをいたしております。

次に、同ページの「(6) 国立学校施設の整備」では、引き続き大学等の施設の拡充整備を図るた

め、不動産購入費を含めて五百四十五億七千四百万円を計上いたしております。なお、財政投融資資金二十八億円の借入れを行なうこととしたしております。

次に、四十三ページの「(7) 公立大学の助成」では、理科教育設備および研究設備の充実と在外研究員の増員を図ることとした。

次に、四十四ページの「(8) 厚生補導の充実」では、四十七億八千六百万円を計上いたしておりますが、厚生補導改善のための研修等を実施し、また、関係団体への助成を行なうほか、引き続き学生指導を行なうための経費の増額を行なうとともに、課外活動施設の整備、八国立大学の保健管理センターの新設、食堂等福利施設の整備に重点をおいて大幅な増額を図っております。

次に、四十五ページの「(9) 育英奨学事業の拡充」では、二百十八億五千九百万円を計上いたしておりますが、貸与月額を全般的に増額することとした。すなわち、大学、高等専門学校および高等学校の奨学生につきましては、一般貸与の貸与月額について来年度の一年次生から、それぞれ三千円、二千円、一千五百円を増額し、特別貸与についても、新一年次生から、それぞれ二千円、一千五百円、一千円を増額することとした。

また、大学院の奨学生につきましては、修士課程、博士課程とも金学年次の学生について、それぞれ六千円、八千円を増額することとし、私立高等専門学校の高学年、通信教育等の奨学生につきましても、これらの増額に合わせて所要の調整を行なっております。また、奨学生の採用数は、私立大学の特別貸与について千人、大学院の修士課程について千二百人を増加することとした。

また、国立学校特別会計の歳入のうち、授業料および入学料については昭和四十七年度の入学者から、検定料については昭和四十八年度入学者選抜の場合から、それぞれ引き上げることとした。授業料は、学部については三倍、月額にして三千円に、大学院、高等専門学校、高等学校

および幼稚園については二倍、月額にしてそれぞれ三千円、一千六百円、八百円、六百円に改訂することとし、入学料は、学部については三倍の一万二千円に、高等専門学校、高等学校および幼稚園については二倍に、検定料は、現行の約一・七倍にそれぞれ改訂することとした。また、

なお、この改訂により約三十九億円の増収を見込んでおります。

第四は、四十六ページからはじまる「学術の振興」に関する経費についてであります。

まず「(1) 重要基礎研究の推進」では、大阪大学に共同利用の研究所として四部門からなる溶接工学研究所を創設するとともに、国立大学の共同利用の研究所として国文学研究資料館を創設することとしたほか、本年度創設いたしました高エネルギー物理学研究所の整備計画を進めるため、十九億一千七百万円を計上いたしました。このほか、南極地域観測事業に十億四千七百万円、科学衛星およびロケット観測事業に三十二億六千八百万円を計上し、いづれかの拡充を図ることとした。

四十八ページの「(2) 科学研究費等の拡充」では、科学研究費補助金について百億円を計上し、採択件数等の増加を図ることとしたしております。

同ページの「(3) 学術交流の充実」では、在外研究員等の増員を行なうほか、日本学術振興会が行なう外国人流動研究員および外国人奨励研究員の事業については、採用人員を増加し、外国人研究員制度の充実を図ることとしたしております。

第五は、四十九ページからはじまる「私学の振興」に関する経費についてであります。

まず、「(1) 私立大学等の経費助成」では、三百億六千三百万円（沖縄分を含めると三百一億円）を計上いたしておりますが、本年度に比べ百二億二千三百万円の増額で、その増額は約五二パーセントとなっております。その増額の内容は、専任教員給与費の積算率を改訂して補助の拡大を図るとともに、教員経費および学生経費につ

いて、本年度に比べ八パーセントの増額を行なつたほか、あらたに専任職員の給与費を補助の対象に加えることに伴う増額によるものであります。

次に、五十一ページの「(2) 日本私学振興財団貸付事業の拡充」では、まず日本私学振興財団における昭和四十七年度の私立学校に対する貸付資金として、総額三百四億一千万円（沖縄分を含めると三百十億円）を確保いたしましたこととあります。その財源としては、政府出資金十億円のほか、財政投融資資金からの借入金百七十四億一千万円および自己調達金百二十億円をもつて充てることとし、これらによつて貸付条件の改善等を行うこととしたしております。

次に、同ページの「(3) 私立大学等設備の充実」では、二十六億九千九百五十万円を計上し、私立の大学、短期大学、高等専門学校の新設理工系学科の設備と大学の研究設備に対する補助を行ない、また、五十二ページの「(4) 私立幼稚園施設の整備」では、私立幼稚園施設の積極的な整備を図るため、本年度の約一三四パーセント増の七億六千九百万円を計上し、「(5) 私立学校教職員共済組合国庫補助」では、九億四千三百万円を計上して、長期給付の国庫補助率を百分の十八に改訂するとともに既裁定年金の引き上げ等を行なうこととしたしております。

第六は、五十三ページからはじまる「社会教育の振興」に関する経費についてであります。

まず、「(1) 社会教育行政職員の充実と資質向上」では、あらたに社会教育指導員を市町村に設置することとして、千人分の補助に要する経費を計上するとともに、社会教育指導者の養成、研修等の事業につきましても、引き続き充実を図ることとし、所要経費二億九千八百万円を計上いたしました。

次に、同ページの「(2) 社会教育施設の整備」では、三十三億六百万円を計上いたしておりますが、まず、公民館二百九十五館、図書館二十館、少年自然の家十七か所の設置を行なうこととし、補助対象数をそれぞれ増加するとともに、こ

れらの施設の補助単価を改訂し、大幅な経費の増額を図つております。また、国立第十一青年の家の新設に要する経費として、基礎工事費二千九百万円を計上するとともに、第十二青年の家の設置準備調査費等を計上いたしております。

このほか、国立科学博物館ならびに公立の博物館、青年の家および児童文化センターの施設整備を図ることとしたしております。

次に、五十五ページの「(3) 社会教育事業の奨励援助」では、あらたに図書館サービス網の整備方策の研究等社会教育の新課題の研究奨励を行なう経費を計上するとともに、あらたな企画として、幼児をもつ母親が当面している家庭教育の個々の課題について、はがき通信と巡回やテレビ放送による相談事業を行なうこととし、これに要する経費一億一千万円を計上したほか、教育テレビ放送のカラー化、教材映画の購入配布、視聴覚ライブラリー設備の充実等視聴覚教材の利用促進に五億九百万円を計上し、また、文部省認定社会通信教育に関する理解を深めるため、社会通信教育普及資料の作成をあらたに行なうこととしたしております。

第七は、五十七ページからはじまる「体育・スポーツの振興」に関する経費についてであります。

「(1) 体育・スポーツ施設の整備充実」では、四十億八千四百万円を計上いたしておりますが、まず、体育施設の整備費につきましても、日常生活圏域と学校体育における整備を重点として、水泳プール千五百八十八か所、国民体育館四十か所、国民運動場三十か所、柔剣道場百九十三か所を設置することと、一か所当たりの補助単価を改訂し、全般的に大幅な経費の増額を図ることとしたしております。また、国立競技場ならびにオリンピック記念青少年総合センターにつきましても施設の整備等に要する経費を計上いたしております。

次に、五十九ページの「(2) 体育・スポーツの普及奨励」では、七億三千八百万円を計上し、社会体育指導者の養成を図るのをはじめ、スポーツ

教室の開設、スポーツ相談の実施等について援助し、また、スポーツ団体の助成、国民体育大会の助成等を行なうほか、本年八月にミュンヘンで開催されるオリンピック競技大会に参加するため、選手団を派遣する経費を計上いたしております。

第八は、六十ページからはじまる「芸術文化の振興と文化財保護の充実」に関する経費についてであります。

まず、六十一ページの「(1) 芸術文化の振興」では、十九億三千九百万円を計上いたしておりますが、青少年芸術劇場の公演の種目と回数ならびに文化会館等の補助館数を増加するとともに、芸術祭において、海外で活動している邦人演奏家を招へいすることを新しく企画したほか、本年度からはじめた移動芸術祭の公演回数を増加することとしたしております。また、第二国立劇場の調査を継続して行なうため、所要の経費を計上したほか、あらたに優秀映画の製作を奨励するための奨励金として一億円を計上するとともに、引き続き優秀映画の促進方策の調査を進めることとした。さらに、芸術団体の助成を拡充することと、あらたに文化テレビ放送として「日本の美・世界の美」の放送を実施することとしたしております。

さらに、国立の博物館、美術館につきましても、陳列品、美術作品の購入費を大幅に増額するとともに、特別展開催に必要な経費を計上するほか、東京国立博物館の収蔵施設の新設等施設の整備についても所要の経費を計上し、また、国立言語研究所庁舎の新設につきましても、建設費所管の官庁営繕費に所要の経費を別途計上いたしております。

次に、六十三ページの「(2) 文化財保護の充実」では、七十億一千二百万円を計上いたしております。まず、国立歴史民俗博物館につきましても、基本計画を策定するとともに博物館資料の調査を行なう等設置準備のため三千八百万円を計上することとし、市町村立の歴史民俗資料館につきましても、その補助館数を大幅に増加いたしました。

また、六十三ページの「(2) 文化財保護の充実」では、七十億一千二百万円を計上いたしております。まず、国立歴史民俗博物館につきましても、基本計画を策定するとともに博物館資料の調査を行なう等設置準備のため三千八百万円を計上することとし、市町村立の歴史民俗資料館につきましても、その補助館数を大幅に増加いたしました。

また、六十三ページの「(2) 文化財保護の充実」では、七十億一千二百万円を計上いたしております。まず、国立歴史民俗博物館につきましても、基本計画を策定するとともに博物館資料の調査を行なう等設置準備のため三千八百万円を計上することとし、市町村立の歴史民俗資料館につきましても、その補助館数を大幅に増加いたしました。

た。また、あらたに文化財の管理状況を総点検し、その保存に資するため、保存緊急総合調査を実施することとし、これに要する経費を計上するとともに、従来に引き続いて、国宝等の保存修理と防災施設等の整備充実を図るほか、国宝、重要文化財の買い上げ費に五億円を計上し、散逸のおそれのあるもの等について国が買い上げることとした。無形文化財の保護の強化では、重要無形文化財の保持者に支給する特別助成金を、一律六十万円に増額する等の措置を講じた。史跡等の買い上げの補助につきましては、二十億円を計上し、最近の各種開発事業等による破壊から史跡を守るため、民有地の公有化を進めることとした。次に、平城宮跡につきましても、東院跡の土地の買い上げと発掘調査を進める等その保存整備に七億六百万円を計上いたしました。

また、飛鳥、藤原宮跡の保存整備につきましても、土地の買い上げ、遺跡の環境整備等を進めるとともに、飛鳥資料館の完成を図り、また、奈良国立文化財研究所の研究員等の増員をも含めて発掘調査を強化することとしたしております。

第九は、六十七ページからはじまる「教育文化の国際協力の拡大」に関する経費についてであります。

まず、「(1) 二国間の協力援助等」では、留学生教育の拡充のため、アジア諸国へ留学生を引き続き派遣するとともに、国費外国人留学生につきましても、採用数の増員と給与額の増額を行ない、また、新しい企画としてユニター制度を新設するほか、財団法人日本国際教育協会を通じて、日本人家庭を訪問する制度を新設することとした。私費留学生につきましても、医療費補助の対象を拡大することとし、また、大学間の学生の国際交流を促進するため、はじめて来年度から国・公・私立大学の学生四十人を海外に派遣することとし、これら留学生関係の経費として十二億八百万円を計上いたしました。

また、国際文化の交流につきましても、従来か

らの施策のほか、あらたに日米の文化交流を促進するため、わが国の学者、研究者を米国へ派遣するに要する経費五千三百万円を、日本学術振興会補助金として計上いたしました。

次いで、アジア・アフリカ諸国への教育協力につきましても、四百万円を計上し、教育指導者の招致を行なうほか、理科教育、農業教育および視聴覚教育の指導者を七か国に派遣することとし、この事業を拡充いたしました。

このほか、日本語教育の海外普及を図るため、教材等を在外の公館等に配布することとし、所要の経費を計上いたしました。

次に、六十九ページの「(2) ユネスコを通ずる協力、援助」では、一億八千二百万円を計上いたしておりますが、第三回世界成人教育会議が本年七月東京で開催されますので、これに必要な経費六千二百万円を計上したほか、ユネスコと協力して農業教員研修とプログラム学習指導についてアジア諸国へ巡回指導チームを派遣することとし、ユネスコ・アジア文化センター等の関係団体の活動を助成することとしたしております。

次に、七十ページの「(3) 国連国際大学調査」では、ユネスコにおける国連大学の調査研究事業に充てるための拠出金等に要する経費として、一千三百万円を計上いたしました。

次に、七十一ページの「(4) 海外勤務者子女教育の推進」では、六千六百万円を計上いたしておりますが、引き続き在外日本人学校の教材等の計画的整備を推進するほか、あらたに日本人学校に通学できない海外子女を対象に通信教育を実施するため、財団法人海外子女教育振興財団へ補助を行なうこととし、これに要する経費三千万円を計上いたしました。また、帰国子女教育対策のため、研究協力指定校を委嘱するに要する経費も計上いたしております。

次に、同ページの「(5) 国際教育協力に関する基本施策の検討」では、引き続き東南アジアの二か国の調査を行なうに必要な経費を計上いたしました。

第十は、七十二ページの「学制百年記念事業」に関する経費についてであります。

学制百年を記念して、記念式典をはじめ各種の記念事業を行なうため、二千四百万円を計上いたしました。

最後に、七十七ページからの「沖縄」に関する経費についてであります。

沖縄に関する文教関係の予算につきましては、総理府所管予算に計上された経費も含めて、便宜、本土関係予算とは別に一括して掲げることとしたしております。以下ページを追って主要な事項につき説明申し上げますが、かつこ内に掲げられた経費は、総理府所管予算に計上されたものであり、主として、施設の整備に要する経費であります。

まず、八十ページの「教職員の研修等」では、三千百万円を計上いたしておりますが、従来から実施してまいりました内地派遣沖縄研究教員の研修制度、教育専門家の派遣ならびに現職教員の再教育講習を、本土復帰後も一定の期間継続して実施することとしたしております。

次に、八十四ページの「沖縄復帰記念事業費」では、沖縄の復帰を記念して、小・中学校、高等学校ならびに特殊教育諸学校に、植樹を行なう等に要する経費二千万円を計上いたしました。

次に、同ページの「育英奨学事業」では、国費沖縄学生の給与を継続するほか、沖縄県育英会が行なう奨学金貸与事業を助成するとともに、沖縄の復帰を記念して、沖縄県の育英奨学基金を造成するための補助金として五億円を計上いたしております。

次に、八十六ページの「琉球大学の創設」では、三十六億一千二百万円を計上いたしておりますが、琉球大学を国に移管し、五学部と短期大学部ならびに、附属病院をもつ大学として整備することとしたしております。なお、医学部設置のための調査費が計上されております。

次に、八十八ページの「国立青年の家の整備」では、四億一千万円が計上されておりますが、沖縄

復帰を記念して、沖縄の渡嘉敷島に国立青年の家を新設するとともに、渡嘉敷に必要な船舶を二年計画で建造することとし、これに必要な補助を行なうこととしたしております。

次に、八十九ページの「沖縄県体育協会補助」では、沖縄県体育協会会館の建設費に対する補助金として二千万円を計上いたしております。

次に、九十二ページの「学校給食用物資無償供与」では、五億九千万円を計上いたしておりますが、復帰後も一定の期間学校給食用の脱脂粉乳、小麦粉およびサラダ油の無償供与を、国において実施することとしたしております。

次に、九十三ページの「私立大学統合整備費補助」では、沖縄の二私立大学を統合して教育研究条件の整備を図るため、五億円の補助金を計上いたしております。なお、このほか、日本私学振興財団を通じて、財政投融資資金を財源として二億二千万円が確保されております。

次に、九十四ページの「公立文教施設の整備」では、二十七億九千五百万円を計上いたしておりますが、本土との格差をできる限りすみやかに解消するため、来年度は小・中学校、特殊教育諸学校、高等学校等全体で八万七千五百二十八平方メートルを整備することとしたほか、三分の二から十分の九までの高率の補助率を採用いたしております。なお、軍用に充てるために接収された校地の代替地として借用中の校地については、買取の可能な分について購入することとしたしております。

次に、九十五ページの「文化の振興の関係では、沖縄復帰記念古美術展を開催し、青少年芸術劇場として交響楽を公演するほか、民俗芸能と工芸技術に関する無形文化財について調査を行なうこととしたしております。

以上で補足説明を終わります。

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律
国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「高エネルギー物理学研究所(第九条)」を「高エネルギー物理学研究所及び国文学研究資料館(第九条・第九条の二)」に改める。

第二条第二項中「第九条第一項に定める高エネルギー物理学研究所」を「第三章の二に定める機関」に改める。

第三条第一項の表東北大学の項中「歯学部」を「歯学部」に改め、同表三重大大学の項中「工学部」を「工学部」に改め、同表大阪大学の項中「工学部」を「工学部」に改め、同表大分大学の項中「経済学部」を「経済学部」に改める。

第三条の三第二項の表中富山大学経営短期大学の項の次に次のように加える。

金沢大学医療技術短期大学部 石川県

第四条第二項の表大阪大学の項中「たんばく質研究所」を「たんばく質に関する基礎的研究」に改める。

大阪府 たんばく質に関する基礎的研究

たんばく質に関する基礎的研究 大阪府

たんばく質に関する基礎的研究 大阪府

第三章の二 高エネルギー物理学研究所を「第三章の二 高エネルギー物理学研究所及び国文学研究資料館」に改める。

第三章の二 高エネルギー物理学研究所及び国文学研究資料館」に改める。

(国文学研究資料館)
第九条の二 国文学研究資料館は、国立大学における学術研究の発展に資するための国立大学の共同利用の施設として、国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存を行ない、かつ、国立大学の教員その他の者で国文学の研究に従事するものに利用させる機関とする。

2 国文学研究資料館は、東京都に置く。
3 前条第二項の規定は、国文学研究資料館について準用する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(教育公務員特例法の一部改正)
2 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第二十二条中「第九条第一項に規定する高エネルギー物理学研究所」を「第三章の二に規定する機関」に改める。

(文部省設置法の一部改正)
8 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項第十五号を次のように改める。

第十五 削除
第九條第二号中「国立大学、国立高等専門学校及び高エネルギー物理学研究所並びに国立大学に附置する学校その他の機関」を「国立学校(前条第四号に定める国立高等学校を除く。)」に改め、同条第十七号を次のように改める。

十七 削除
二月四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(第二号)(第一五三三)(第一七〇号)(第一七八号)
一、国旗、国歌の法制化促進に関する請願(第

二五号)(第一五二二)(第一九九号)

一、人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願(第七五号)(第七九号)(第八一〇号)(第八九号)(第一〇一〇号)(第一〇五五号)(第一〇六六号)(第一二五五号)(第一二六六号)(第一七一〇号)(第一七四四号)(第一九〇号)(第二〇〇号)
一、和裁着装を含むの学校教育必修科目実施に関する請願(第九九号)

一、公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願(第一七六号)(第一九三三)(第一九六六)(第一九七号)(第二一四号)

第二号 昭和四十六年十二月二十九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 徳島市住吉三ノ三ノ八 前川花子 外四千九百六十七名
紹介議員 久次米健太郎君

現行の国立養護教諭養成所設置法を廃止し、養護教諭の養成を国立学校設置法にもとづく四年制大学で行なう制度を改正されたい。

理由
一、現在の三年間の教育では、基礎教育、専門教育はもとより、十分な臨床実習や教育学習等を行なうことが困難である。

二、学校教育法によつていないために、卒業生の身分、待遇などが不明確であり、このことが優秀な人材の確保を困難にしている。

第一五三三 昭和四十七年一月二十四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 福井市手寄町二ノ七ノ一四 福井県学校保健会養護教員部会内 天谷久江外八百一名
紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七〇号 昭和四十七年一月二十五日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 福井県鯖江市丹津町四ノ二ノ三五 大下美代子外千九百十五名
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七八号 昭和四十七年一月二十六日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 福井県敦賀市三島一四ノ七 滝沢和子外六百一名
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二五号 昭和四十七年一月七日受理
国旗、国歌の法制化促進に関する請願
請願者 千葉市登戸町三ノ一六二ノ一 千葉県日の丸掲揚会内 菅野儀作外十四名
紹介議員 玉置和郎君

理由
国旗及び国歌の法制化を促進されたい。

国旗は憲法によつて定められている国もあり、また憲法の成文に触れず法律又は命令によつて定められている国もあり、戦前においては、国定教科書により「日の丸は日本の国旗です」「君が代は日本の国歌です」と教えられてきたが現行の教科書では国旗及び国歌を取扱っておらず、法的根拠もない。「日の丸及び君が代は法制化されて

いないので国旗にあらず、国歌にあらずと国民に宣伝し、国旗・国歌べつ視の観念を醸成している事実を見ると、国旗・国歌の法制化は青少年指導対策上の見地からも一刻もゆるがせにできない。(資料添付)

第一五二二 昭和四十七年一月二十四日受理
国旗、国歌の法制化促進に関する請願

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

請願者 千葉市登戸町三ノ一六二ノ一生長の家千葉県連合会内 井手毎浩外十四名
紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第一九九号 昭和四十七年一月二十七日受理
国旗、国歌の法制化促進に関する請願
請願者 千葉市春日町二ノ一六ノ一八 秋葉利之外十四名
紹介議員 渡辺一太郎君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第七五号 昭和四十七年一月十三日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 東京都西多摩郡秋多町二宮三五〇 秋多町長 近藤秀雄
紹介議員 安井 謙君

首都圏をはじめ大都市周辺部における急激な人口社会増に対処するための義務教育施設の整備について、国において左記の特別措置を緊急に講ぜられたい。
一、人口急増地域における小・中学校校舎建設に対する国庫補助の大幅拡大及び特別措置の拡充を図ること。
二、人口急増地域における小・中学校校舎建設費に対する国庫負担率を三分の二に引き上げること。
三、大規模宅地開発事業者等に対する小・中学校用地提供義務の法定化及び国有地の無償貸与を実施すること。
四、小・中学校校舎建設国庫負担事業量の完全確保を図ること。(「負担法」の趣旨に従い、事業打切り、施越等のないよう必要事業量の予算を確保すること。)

五、超過負担の解消を図ること。
六、義務教育施設先行整備のための財源措置を拡大すること。(校舎建設現行最高一年半先

行を二・三年先行整備まで国庫負担を認め、用地買収についても政府資金による起債を十分に認めること。)
七、危険校舎の改築促進及び公害防止事業の拡充を図ること。

理由

近年、首都圏、近畿圏、中部圏等をはじめ大都市及びその周辺部への人口集中は著しいものがあり、これが原因となつて種々都市問題がひき起こされているが、なかでも若年労働人口の社会増は数年後に急激な児童、生徒数の増加となつて現われるため、その義務教育諸学校への収容対策は最近地方市町村にとつてはなほだしい負担となつてゐる。本町においても今後毎年児童三百人、生徒百人の収容施設整備等の必要があるため、町財政はますます圧迫され、自治体の円滑な運営が阻害されるので、一般行政に対する住民の苦情はいつそう激しくなつてゐる。

第七九号 昭和四十七年一月十七日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 東京都武蔵村山市大字中藤四、三〇五武蔵村山市市長 荒田重之
紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第八一号 昭和四十七年一月十七日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 千葉県習志野市警沼町一ノ三六八 習志野市長 吉野孝
紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第八九号 昭和四十七年一月十九日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 兵庫県加古川市加古川町北在家二

三ノ一加古川市長 稲岡貞男
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一〇一号 昭和四十七年一月二十日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 東京都日野市大字日野二、九〇〇 日野市長 古谷栄
紹介議員 楠 正俊君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一〇五号 昭和四十七年一月二十一日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 奈良県生駒市本町三ノ一一生駒市長 平本留吉
紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一〇六号 昭和四十七年一月二十一日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 大阪府茨木市駅前三ノ九ノ八茨木市長 北川安一
紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一二五号 昭和四十七年一月二十四日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 京都府乙訓郡長岡町大字開田小字上新田一二長岡町長 八田敏夫
紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一二六号 昭和四十七年一月二十四日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願

請願者 札幌市北一条西二ノ一札幌市長 板垣武四
紹介議員 町村 金五君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一七一号 昭和四十七年一月二十五日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 埼玉県川口市青木町一ノ一九八川口市市長 大野元美
紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一七四号 昭和四十七年一月二十五日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、三二五小平市長 大島宇一
紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一九〇号 昭和四十七年一月二十六日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 千葉県松戸市根本三八七ノ五松戸市長 松本清
紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二〇〇号 昭和四十七年一月二十七日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 東京都保谷市中町一ノ五ノ一保谷市長 内藤利紀
紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九九号 昭和四十七年一月二十日受理
和裁(着装を含む)の学校教育必修科目実施に関する

る請願

請願者 岐阜県各務原市成清町岐阜県婦人

組織物工業組合内 奥村源外十四名

紹介議員 古池 信三君

日本の民族衣装であり、しかも世界に誇る「きもの」の普及振興を図り、もつて高度成長化のわが国精神文化の充実をはかるため、ぜひとも和裁(着装を含む)を小学校、中学校及び高等学校教育の必修科目にとり入れられたい。

理由

戦後、「きもの」は、わが国の民族衣装でありながら、その「きもの」に対する認識の不足から、「選べない」「縫えない」「着られない」という「三不」の女性の新語まで生まれる事態にたち至っている。われわれ国民がこの誇るべき「きもの」を子々孫々まで伝え、日本の伝統美を守るため和裁を勉強することは、日本の地理や歴史、文学を学ぶと同様の価値がある。

第一七六号 昭和四十七年一月二十五日受理

公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願

請願者 北九州市小倉区到津新町一丁目

富野弘外七十二名

紹介議員 鈴木 力君

公立医科歯科大学の充実及び私立医科歯科大学の設置認可に関し、左記事項の実現を図られたい。

一、公立医科歯科大学に対する国庫補助を大幅に増額すること。

二、福岡県立九州歯科大学の施設設備は、大学設置基準及び歯学教育基準にまだ達していないので、すみやかにその基準に達するように充実措置を講ずること。

三、私立歯科大学の設置認可に際しては、大学設置基準及び歯学教育基準を厳守するとともに、専任教員の充実を図ること。

第一九三号 昭和四十七年一月二十六日受理

公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願

請願者 北九州市八幡区鉄砲二丁目SAP

三ノ三二 大場敏子外七十二名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第一九六号 昭和四十七年一月二十七日受理

公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願

請願者 北九州市小倉区下津二丁目 渡

辺やすえ外九十三名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第一九七号 昭和四十七年一月二十七日受理

公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願

請願者 福岡県行橋市大字東徳永 上田征

子外五十八名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二一四号 昭和四十七年一月二十八日受理

公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願

請願者 北九州市小倉区清水町一丁目 中

川幹夫外五十六名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

二月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(第二

一八号)(第二三五号)(第二八〇号)

一、公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願(第二五一号)(第二六二号)(第二七五号)

一、人口急増地域における義務教育施設整備に

対する特別措置に関する請願(第二七二号)

(第二七三号)(第二七八号)

第二一八号 昭和四十七年一月二十九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課

程に改正することに関する請願

請願者 愛知県春日井市西屋町南野池六七

ノ一四 市川清子外二千八百六十

名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三五号 昭和四十七年一月三十一日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課

程に改正することに関する請願

請願者 千葉市葛城町一五五 麻生以志外

千名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八〇号 昭和四十七年二月三日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課

程に改正することに関する請願

請願者 愛知県海部郡蟹江町西之森 山田

義治外二千九百九十九名

紹介議員 成瀬 晴治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二五一号 昭和四十七年二月一日受理

公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願

請願者 北九州市八幡区鉄砲町二丁目 明

石光義外三十名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二六二号 昭和四十七年二月一日受理

公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願

請願者 北九州市若松区浅川藤原団地 高

崎康夫外七十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二七五号 昭和四十七年二月二日受理

公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願

公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願

請願者 北九州市小倉区大字曾根新田五五

五 渡辺まさ子外九十五名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二七二号 昭和四十七年二月二日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する

特別措置に関する請願

請願者 大阪府豊中市中桜塚三ノ一ノ一豊

中市長 竹内義治

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二七三号 昭和四十七年二月二日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する

特別措置に関する請願

請願者 和歌山市一番丁三和歌山市長 宇

治田省三

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二七八号 昭和四十七年二月二日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する

特別措置に関する請願

請願者 神戸市生田区加納町六ノ七神戸市

長 宮崎辰雄

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の

四年課程に改正することに関する請願(第二

九三三号)(第二九六号)(第三〇六号)(第三〇

七号)(第三三二号)(第三三三三三三三三三三

号)(第三五〇号)

一、公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願

願(第二九四号)(第三三三三三三三三三三三三

一、女子教育職員の育児休暇法制化に関する請願(第三四五号)(第三四八号)(第三四九号)(第三五二号)
一、女子教育職員等の育児休暇法制化に関する請願(第三四二号)(第三四三号)

第二九三三号 昭和四十七年二月四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 千葉県船橋市本町七ノ二ノ二四
柳沢好外九十九名
紹介議員 濱田 幸雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九六号 昭和四十七年二月四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(十一通)
請願者 長崎市の平町二九ノ一 園田敏子外十名
紹介議員 中村 慎二君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇六号 昭和四十七年二月七日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 東京都武蔵野市御殿山一ノ六ノ七 渡辺ミヤ子外百名
紹介議員 楠 正俊君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇七号 昭和四十七年二月七日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 福井県大野市泉町一六ノ二一 松井さ江外二百三十九名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三三二一号 昭和四十七年二月八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 東京都日野市多摩平五ノ四ノ五 土井テルエ外百名
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三三二二号 昭和四十七年二月八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 東京都大田区池上六ノ一三ノ六 吉村ひさ外百名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三三四四号 昭和四十七年二月八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 東京都目黒区中目黒五ノ五ノ一四 北園敏子外百名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三五〇号 昭和四十七年二月九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 東京都板橋区清水七八 高萩敏子外百名
紹介議員 永野 鎮雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九四四号 昭和四十七年二月四日受理
公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願
請願者 北九州市門司区寺内二丁目 立花正信外七十九名
紹介議員 濱田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三三四四号 昭和四十七年二月八日受理
公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願
請願者 北九州市小倉区泉台千組渡辺方 川口和子外七十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三三七七号 昭和四十七年二月八日受理
公立及び私立の歯科大学の充実に関する請願
請願者 北九州市八幡区中央町二丁目 光野敦子外四十四名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三四五五号 昭和四十七年二月九日受理
女子教育職員の育児休暇法制化に関する請願
請願者 静岡県周知郡森町一宮二、五三六 小池まさ子外千九百九十九名
紹介議員 濱田 幸雄君
婦人教職員が安心して子どもを産み、育てながら、教育現場でなお一層教育に専念できるよう左記事項を含む育児休暇の立法化を要望する。
一、期間中(生後満一箇年に達するまでは)、有給であること。
二、育児休暇をとるかたらないかは、本人の選択によること。
三、育児休暇終了後は、在籍校へ復帰すること
を原則とすること。
理由
経験をつんだ婦人教職員が育児のため年間四、五千人退職していると推定され、日本の教育にとつて大きな損失である。

第三四八号 昭和四十七年二月九日受理
女子教育職員の育児休暇法制化に関する請願
請願者 東京都大島大島町波浮港一七 酒井洋子外三千三百五十九名
紹介議員 志村 愛子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。
第三四九号 昭和四十七年二月九日受理
女子教育職員の育児休暇法制化に関する請願
請願者 東京都豊島区南大塚二ノ九ノ一 梅川キミ外九百四十六名
紹介議員 内藤三郎君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三五三三号 昭和四十七年二月九日受理
女子教育職員の育児休暇法制化に関する請願
請願者 東京都文京区白山二ノ七ノ一〇 野村和子外七百八十一名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三四二二号 昭和四十七年二月八日受理
女子教育職員の育児休暇法制化に関する請願
請願者 和歌山市和歌浦一、三四四 中尾まり江外千四百九十九名
紹介議員 鈴木美枝子君
一、選択制、有給制、先任権を含む女子教職員の育児休暇制度を、四十七年度から実施すること。
二、学校事務職員の産休法及び育児休暇制度適用も四十七年度から実施すること。

第三四三三号 昭和四十七年二月八日受理
女子教育職員の育児休暇法制化に関する請願(五通)
請願者 和歌山県有田郡吉備町下津谷 桐本玲子外七千六百八十八名
紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第三四二二号と同じである。
二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立

養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

一、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案
義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案
(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)
第一条 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、第五条第一項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行なうとき、及び同条第二項の規定により、同項第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行なうときは、文部大臣が同法に規定する学校編制の標準に準じて定める方法により算定した学級の数をいう。

第三条第一項第一号中「三分の一」を「二分の一」に改め、同項第六号中「統合した」を「統合しようとする」に伴つて必要となり、又は統合した」に改める。

第五条の見出し中「校舎及び屋内運動場」を「建物」に改め、同条第一項中「政令で定める集団的な住宅の建設に伴い、五月二日以降翌年度の四月一日までの間に新たに小学校又は中学校の校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、翌年度の四月一日(四月二日以降政令で定める日までの間にさらに校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、文部大臣の定める日)を「児童又は生徒の数の増加をもたらす原因となる集団的な住宅の建設その他の政令で定める事情があるため、その翌日以降新築又は増築を行

なう年度の四月一日から起算して三年を経過した日までの間に新たに小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の不足を生ずるおそれがある場合には、文部大臣の定めるその三年を経過した日以前の日に、「当り」を「当たり」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第三条第一項第六号に規定する校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日における当該学校の学級数に必要面積積から、第一号に掲げる場合にあつては、新築又は増築を行なう年度の五月一日に現に存する施設で同号に掲げる日において当該学校の保有する校舎又は屋内運動場となる予定のもの(当該五月一日後に当該学校の設置者が買収するものを除く)の面積を、第二号に掲げる場合にあつては、同号に掲げる日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

一 学校の統合前に新築又は増築(政令で定めるものに限る)を行なう場合 統合予定日の属する年度の五月一日(五月二日以降翌年の三月三十一日までの間に統合する予定の場合には、文部大臣の定める日)

二 学校の統合後に新築又は増築を行なう場合 新築又は増築を行なう年度の五月一日(統合が五月二日以降翌年の三月三十一日までの間に行なわれた場合には、その統合が行なわれた日の属する年度に限り文部大臣の定める日)

第五条に次の一項を加える。
4 第三条第一項第七号に規定する建物のうち小学校及び中学校の寄宿舎の改築に係る工事費は、次に掲げる面積のうちいづれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乘じて算定す

るものとする。

一 児童又は生徒一人当たりの基準面積に改築を行なう年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒の数を乗じて得た面積

二 改築を行なう年度の五月一日における保有面積

第五条の二の見出し中「小学校及び中学校の寄宿舎並びに」を削り、同条第一項中「建物」を「建物のうち校舎及び屋内運動場」に、「屋内運動場又は寄宿舎」を「又は屋内運動場」に改め、「児童又は生徒一人当たりの基準面積」を削り、「児童及び生徒の数(寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数)を乗じて得た面積」を「学級数に必要面積」に、「当り」を「当たり」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第三条第一項第五号に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、児童及び生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行なう年度の五月一日において当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

第五条の二に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定は盲学校及び聾学校の校舎及び屋内運動場の改築に係る工事費の算定方法について、同条第四項の規定はこれらの学校の寄宿舎の改築に係る工事費の算定方法について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「における当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒」とあるのは、「において当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒」と読み替へるものとする。

第六条の見出し中「当り」を「当たり」に改め、同条第一項中「第五条」を「第五条第一項

から第三項まで(前条第三項において第五条第三項の規定を準用する場合を含む)又は前条第一項に、「又は中学校」を、「中学校、盲学校又は聾学校」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第五条第四項(前条第三項において準用する場合を含む)又は前条第二項の規定により工事費を算定する場合の児童又は生徒一人当たりの基準面積は、小学校、中学校、盲学校又は聾学校ごとに、教育を行なうのに必要な最低限度の面積として政令で定める児童又は生徒一人当たりの面積に、政令で定めるところにより、小学校若しくは中学校にあつてはこれらの学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数、盲学校若しくは聾学校にあつてはこれらの学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数又は当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた面積とする。

第八条第一項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第五条の二第一項」に改め、同条第二項中「第五条第三項」の下に「(第五条の二第三項において適用する場合を含む)」を加え、「同項第二号」を「第五条第三項第二号」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「当り」を「当たり」に改め、同項を同条第三項とする。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第二条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項を次のように改める。

4 第一項に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場の建築に要する経費は、当該学校の学級数に必要面積(増築の場合にあつては、当該必要面積から従来の保有面積を控除した面積)を基準として、政令で定めるところにより、算定するものとする。この場合において、学級数に必要面積は、当該学校の学級数に応じ、校舎又は屋内運動場のそ

れぞれについて、養護学校において教育を行なうのに必要な最低限度の面積として政令で定める面積とし、当該学校が積雪寒冷地域にある場合にあつては、さらにその面積に、政令で定めるところにより、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた面積とする。

第二条第五項中「前項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項に規定する建物のうち寄宿舎の建築に要する経費は、児童及び生徒一人当たりの基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じた面積（増築の場合にあつては、当該面積から従来の保有面積を控除した面積）を基準として、政令で定めるところにより、算定するものとする。この場合において、児童及び生徒一人当たりの基準面積は、養護学校において教育を行なうのに必要な最低限度の面積として政令で定める児童及び生徒一人当たりの面積に、政令で定めるところにより、当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数は当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた面積とする。

6 第四項に規定する学級数に應ずる必要面積並びに前項に規定する児童及び生徒一人当たりの基準面積については、政令で定めるところにより、当該学校の建物の構造に応じ、補正を行なうものとする。

附則第五項を次のように改める。

5 第二条第一項の規定にかかわらず、国は、当分の間、都道府県が設置する養護学校のうち政令で定めるものの小学部及び中学部に係る建物を当該都道府県が建築する場合にあつては、当該建築に要する経費の三分の二を負担するものとする。

附則
(施行期日等)

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。
2 昭和四十六年度以前の子算に係る国庫負担金については、なお従前の例による。
(離島振興法の一部改正)
3 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表(四)公立の小学校の項中「統合した」を「統合しようとする」ことに伴つて必要となり、又は「統合した」に改める。

4 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。
第三十一条第一項第二号中「統合した」ことに伴つて必要となつた校舎、屋内運動場、寄宿舎」を「統合しようとする」ことに伴つて必要となり、

第二十二条第一項の表中

第一級	一六,000円
第二級	一〇,000円
第三級	三,000円
第四級	二,000円
第五級	一,000円

を

第一級	一六,000円未満
第二級	一六,000円以上 三,000円未満
第三級	三,000円以上 三,000円未満
第四級	三,000円以上 三,000円未満
第五級	三,000円以上 三,000円未満

第一級 一六,000円 三,000円未満
に、「第六級」を「第二級」に、「第七級」を「第三級」に、「第八級」を「第四級」に、「第九級」を「第五級」に、「第十級」を「第六級」に、「第十一級」を「第七級」に、「第十二級」を「第八級」に、「第十三級」を「第九級」に、「第十四級」を「第十級」に、「第十五級」を「第十一級」に、「第十六級」を「第十二級」に、「第十七級」を「第十三級」に、「第十八級」を「第十四級」に、「第十九級」を「第十五級」に、「第二十級」を「第十六級」に、「第二十一級」を「第十七級」に、「第二十二級」を「第十八級」に、「第二十三級」を「第十九級」に、「第二十四級」を「第二十級」に、「第二十五級」を「第二十一級」に、「第二十六級」を「第二十二級」に、「第二十七級」を「第二十三級」に、「第二十八級」を「第二十四級」に、「第二十九級」を「第二十五級」に、「第三十級」を「第二十六級」に、「第三十一級」を「第二十七級」に、「第三十二級」を「第二十八級」に、「第三十三級」を「第二十九級」に、「第三十四級」を「第三十級」に、「第三十五級」を「第三十一級」に

又は統合したことに伴つて必要となつた校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びに公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた」に改める。
別表教育施設の項中「統合した」を「統合しようとする」ことに伴つて必要となり、又は統合した」に改める。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

第一条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

「第二十七級」に、「第二十二級」を「第十八級」に、「第二十三級」を「第十九級」に、「第二十四級」を「第二十級」に、「第二十五級」を「第二十一級」に、「第二十六級」を「第二十二級」に、「第二十七級」を「第二十三級」に、「第二十八級」を「第二十四級」に、「第二十九級」を「第二十五級」に、「第三十級」を「第二十六級」に、「第三十一級」を「第二十七級」に、「第三十二級」を「第二十八級」に、「第三十三級」を「第二十九級」に、「第三十四級」を「第三十級」に、「第三十五級」を「第三十一級」に

に改める。
第三十五条第一項第一号中「百分の十六」を「百分の十八」に改める。
(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)
第二条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の次に次の一条を加える。
(昭和四十七年度における旧法の規定による年金の額の改定)
第一条の四 前条の規定の適用を受ける年金（次項の規定の適用を受けるものを除く。）については、昭和四十七年十月分以後、その額を、同条第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額（同条第三項において準用する第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額）に一・一〇一を乗じて得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前条の規定の適用を受ける年金で昭和三十五年四月一日以後に旧法の退職をした組合員に係るものについては、昭和四十七年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額のうちに、前項の規定の例により算定した額

一 退職当時の年金の額の算定の基礎となつた標準給与を基礎として法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年金の算定の例により算定した額の十二分の一に相当する金額に、別表第三の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額（その

額が十一万円に一・一〇一を乗じて得た金額をこえるときは、その乗じて得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の三の次に次の一条を加える。
(昭和四十七年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の四 前条の規定の適用を受ける年金で昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係るものについては、昭和四十七年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額のうちの多い額に改定する。

一 前条第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額(同条第三項において準用する第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額)に一・一〇一を乗じて得た金額を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号)第三条の規定による改正後の法律第四百十号の規定を適用して算定した額

二 イに掲げる金額を平均標準給与の年額と、ロに掲げる金額を法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号)第三条の規定による改正後の法律第四百十号の規定を適用して算定した額

と、ロに掲げる金額を法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の法律第四百十号の規定を適用して算定した額

規定を適用して算定した額

イ 退職当時の年金の額の算定の基礎となつた標準給与を基礎として法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の年額に、別表第三の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額(その額が、その算定の基礎となつた組合員であつた期間のうち、昭和四十四年十月以前の期間にあつては、その月数を十一万円に、同年十一月以後の期間にあつては、その月数を十五万円にそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該算定の基礎となつた組合員であつた期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額に一・一〇一を乗じて得た金額をこえるときは、その乗じて得た金額)

ロ 退職当時の年金の額の算定の基礎となつた標準給与を基礎として法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額の算定の例により算定した金額に、別表第三の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額(その額が百三十二万円(昭和四十四年十一月一日以後に退職をした組合員については、百八十万円)に一・一〇一を乗じて得た金額をこえるときは、その乗じて得た金額)

2 昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金(前項の規定の適用を受けるものを除く。)については、昭和四十七年十月分以後、その額を、前項第二号の規定の例により算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
第三条の三の次に次の一条を加える。
(昭和四十七年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の四 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十七年十月分以後、その年金額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の五の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が十三万四千四百円に満たないものについては、その改定額を十三万四千四百円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が十三万四千四百円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を十三万四千四百円に改定する。

第四条の二の次に次の一条を加える。
(昭和四十七年九月以前に退職をした長期在職組合員の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の三 昭和四十七年九月三十日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額(第一条の四又は第二条の四の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年(組合員であつた間に死亡したことに由り給付事由が生じた遺族年金については、十年)に満たない場合(法律第四百十号附則第六項の規定に該当する場合を除く。)は、この限りでない。

一 退職年金又は廃疾年金 十一万四千円
二 遺族年金 五万五千二百円
2 前項各号に掲げる年金で、六十五歳以上の者又は六十五歳未満の遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに関する同項の規定の適用については、同項第一号中「十一万四千円」とあるのは「十三万四千四百円」と、

同項第二号中「五万五千二百円」とあるのは「六万七千二百円」とする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替へるものとする。

第五条中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第六条中「第三条の三」を「第三条の四」に改める。

別表第二の四の次に次の二表を加える。

別表第二の五

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円	一一三、八〇〇円
六一、〇〇〇円	一一五、七〇〇円
六二、〇〇〇円	一一七、六〇〇円
六三、〇〇〇円	一一九、五〇〇円
六四、〇〇〇円	一二一、四〇〇円
六五、〇〇〇円	一二三、三〇〇円
六六、〇〇〇円	一二五、二〇〇円
六七、〇〇〇円	一二七、一〇〇円
六八、〇〇〇円	一二九、〇〇〇円
六九、〇〇〇円	一三〇、九〇〇円
七〇、〇〇〇円	一三二、八〇〇円
七一、〇〇〇円	一三五、六〇〇円
七二、〇〇〇円	一三八、五〇〇円
七三、〇〇〇円	一四一、三〇〇円
七四、〇〇〇円	一四四、二〇〇円
七五、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円
七六、〇〇〇円	一四九、九〇〇円
七七、〇〇〇円	一五二、七〇〇円

八二、〇〇〇円	一五五、六〇〇円
八三、五〇〇円	一五八、四〇〇円
八五、〇〇〇円	一六一、二〇〇円
八八、二〇〇円	一六七、三〇〇円
一〇一、二〇〇円	一九二、〇〇〇円
一一五、〇〇〇円	二一八、二〇〇円
一二九、六〇〇円	二四五、九〇〇円
一五〇、〇〇〇円	二八四、六〇〇円

別表第三

退職の日の区分	率
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	二・〇三七
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一・八九七
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・七五六
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・六四〇
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・五二八
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・四二七
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・三五〇
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・二七一
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・一九三
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・一〇一

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
附則第八項第二号中「一・五八九」を「一・八九七」に、「六千四百円」を「七千六百円」に改める。

附則

(施行期日)

- この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済組合法第三十五条第一項第一号の改正規定及び次項の規定は、同年四月一日から施行する。
(標準給与に関する経過措置)
- 私立学校教職員共済組合が昭和四十七年十月一日前に第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(次項及び附則第四項において「改正前の法」という)第二十二條第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(次項において「改正後の法」という)第二十二條第一項の規定の例による。
- 昭和四十七年十月一日前に改正前の法第二十二條第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものと同みなして、改正後の法第二十二條第五項の規定を適用する。
(この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い)
- この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、なお従前の例による。

- 昭和四十七年十月一日以後に退職をした長期在職組合員の退職年金等の額の最低保障
昭和四十七年十月一日以後に退職(死亡を含む)をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年(組合員である間に死亡したことにより給付事由が生じた遺族年金については、十年)に満たない場合(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)附則第六項の規定に該当する場合を除く)は、この限りでない。
- 退職年金又は廃疾年金 十一万四百万円
- 遺族年金 五万五千二百円
- 前項各号に掲げる年金で、六十五歳以上の者又は六十五歳未満の遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに関する同項の規定の適用については、同項第一号中「十一万四百万円」とあるのは「十三万四千四百円」と、同項第二号中「五万五千二百円」とあるのは「六万七千二百円」とする。
- 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四條の第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替へるものとする。
- 二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
一、国民の祝日として「海の日」制定に関する請願(第三六一号)(第三六二号)
二、国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(第三六四号)(第三七九号)(第三八六号)
一、私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度の確立等に関する請願(第三六六号)
一、大学の学費値上げ反対等に関する請願(第三六七号)(第四一〇号)
二、大学の学費値上げ反対に関する請願(第三六八号)
一、女子教育職員の育児休暇法制化に関する請願(第三七三号)(第三八五号)(第三九九号)(第四一一号)(第四一二号)
一、学校における児童・生徒の負傷事故についての国の保障制度確立に関する請願(第四〇二号)

第三六一号 昭和四十七年二月十二日受理

国民の祝日として「海の日」制定に関する請願
請願者 東京都中央区明石町一ノ二九社団法人日本海員救済会会長 山縣勝見

紹介議員 木村 陸男君

海に対する認識を深め、わが国が海洋国家として今後さらに発展することを期するため、「国民の祝日に関する法律」を改正して、新たに「海の日」を祝日として加え、その実現を図りたい。なお、その日は、七月二十日が最も適当である。

理由

一、わが国は海洋国であり、古来、貿易物資も精神文化も海を渡つて入つてきている。戦後の経済の飛躍的成長も海の恵みによるものといつても過言ではない。

二、最近の海洋の汚染にみられるように、ともすれば海の重要性に対する認識を欠き、このことが海洋国家としてのわが国の発展を阻害する一因にもなりかねない。

三、昭和十六年、七月二十日が「海の記念日」として制定され、以来、慶祝されており、六月、七月、八月には祝日がなく、また、夏の連想等から、祝日を制定する場合の日としては、七月二十日が適当と考えられる。

第三六二号 昭和四十七年二月十二日受理

国民の祝日として「海の日」制定に関する請願
請願者 東京都千代田区内幸町二ノ一〇一飯野ビル内社団法人日本旅客船協会会長 長谷川茂

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第三六一号と同じである。

第三六四号 昭和四十七年二月十二日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 東京都大田区千鳥三ノ九ノ五原美恵子外百名

紹介議員 内藤三郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三七九号 昭和四十七年二月十六日受理
国立養護教諭養成所（三年制）を国立大学の四年課程に改正することに關する請願
請願者 東京都大田区中央二ノ二〇ノ一
中村のぶ外百名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八六号 昭和四十七年二月十七日受理
国立養護教諭養成所（三年制）を国立大学の四年課程に改正することに關する請願
請願者 東京都江戸川区南小岩三ノ五ノ一
二 杉山園枝外九十九名
紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三六六号 昭和四十七年二月十四日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度の確立等に關する請願
請願者 東京都世田谷区松原三ノ二ノ一
〇 村上義昌外四百四十名
紹介議員 安永 英雄君
国民のための私学教育と研究条件の充実をはかるため、左記事項の実現を図りたい。

一、中教審答申の実質化をしないこと。
二、いつさいのひもつき助成を排除し、その助成の適正化と配分の民主化のため、私学振興財団の民主的運営を保障し、民主的公費助成制度を確立すること。
三、大学における教育・研究条件の改善と充実を政府が責任をもつて行なうこと。
四、奨学金の拡大、増額と公・私立間の差別をなくし、教育をうけられる学生生活を保障すること。

理由
私立大学の研究条件や教職員的生活労働条件の劣

悪な状況下では、すべての青年・発生の学びたいという要求を満たすことができず、このことは教育における私学の使命と教育基本法による「教育の機会均等」の原則に反するものである。

第三六七号 昭和四十七年二月十四日受理
大学の学費値上げ反対等に關する請願
請願者 東京都杉並区高円寺南四ノ二三ノ四 大略昌孝外二百九十六名
紹介議員 安永 英雄君
学生生活の改善と教育の機会均等を実現するため、国立大学授業料、私学学費の値上げに反対するとともに、左記事項を実施することを要望する。

一、国立大学の授業料及び入学検定料を値上げしないこと。また公立大学に対する値上げ指導をやめること。
二、私学に対する公費助成金を大幅に増額し、ヒモつき助成を排除し、助成の適正化、配分の民主化のため、民主的公費助成制度を確立すること。
三、学生生活を保障するため、奨学金の適用範囲の拡大と大幅増額及び学寮の増設、改善など諸設備の充実を行なうこと。
四、研究、勉学条件を保障するため、教育、研究施設を充実すること。

第四一〇号 昭和四十七年二月十七日受理
大学の学費値上げ反対等に關する請願
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷四ノ一ノ一 三生協会館二階大学生協連内 今 福英一
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第三六八号 昭和四十七年二月十四日受理
大学の学費値上げ反対に關する請願
請願者 東京都北区滝野川一ノ四五ノ四 梶野雄二外八十八名

紹介議員 安永 英雄君
国・公立大学学費値上げ三倍加の撤回を要求し、また私立大学の学費の不当な値上げに反対する。

理由
政府は、広範な学生と国民の反対の声を無視して、私立大学との格差は正という理由にもならない理由をもつて国立大学の学費三倍加を決定したが、これがまったくきまんだものであることはすでに二百余りの私立大学で大幅な学費値上げが計画されていることから明らかである。またこの大幅な値上げにより、志望校を変えねばならない受験生もでてくる。

第三七三号 昭和四十七年二月十五日受理
女子教育職員の育児休暇法制化に關する請願（五通）
請願者 宮崎市下北方町上田々九三七ノ一 五 荒川千代恵外一万千六百六十八名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三八五号 昭和四十七年二月十七日受理
女子教育職員の育児休暇法制化に關する請願
請願者 東京都板橋区前野町一ノ二二 加 藤恵美子外二千三百八十九名
紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九九号 昭和四十七年二月十七日受理
女子教育職員の育児休暇法制化に關する請願
請願者 東京都調布市下布田町一、三二三 〇 二 上原イクエ外八百四十七名
紹介議員 志村 愛子君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四一〇号 昭和四十七年二月十七日受理
女子教育職員の育児休暇法制化に關する請願
請願者 東京都東久留米市中央町二ノ九ノ

二五 堤優子外千二十四名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四一二号 昭和四十七年二月十七日受理
女子教育職員の育児休暇法制化に關する請願（二通）
請願者 鳥取市中町五六 森原哲朗外九千三百三十名
紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四〇二号 昭和四十七年二月十七日受理
学校における児童・生徒の負傷事故についての保障制度確立に關する請願
請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 清水漸
紹介議員 小山邦太郎君
学校における児童・生徒の負傷事故について、国の保障制度の確立を図りたい。

理由
学校における児童・生徒の負傷事故についての保障制度として、日本学校安全会法に基づく保障と財団法人スポーツ安全協会傷害保険があるが、学校の事故で再起不能等となつた場合の保障制度としては不十分である。

三月三日本委員会に左の案件を付託された。
一、国立養護教諭養成所（三年制）を国立大学の四年課程に改正することに關する請願（第四一七号）（第四一八号）（第四九〇号）（第五三三号）（第五五四号）
二、女子教育職員の育児休暇法制化に關する請願（第四一九号）（第四二〇号）（第四二二一号）（第四四三三号）（第四四七一）（第四四七二）（第四四七三）（第四四七四）（第四四五五）（第四四七九号）（第四八〇号）（第四八四四号）（第五五一号）（第五五二号）

一、大学の学費値上げ反対に関する請願(第四三二号)

一、学校における児童・生徒の負傷事故についての国の保障制度確立に関する請願(第四三二号)

一、私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度の確立等に関する請願(第四七〇号)

一、私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(第四九四号)(第五〇五号)(第五〇六号)(第五〇七号)(第五〇八号)(第五一四号)(第五一五号)(第五一六号)(第五一七号)(第五一八号)(第五一九号)(第五二〇号)(第五二二号)(第五二三号)(第五二四号)(第五二五号)(第五二六号)(第五二七号)(第五二八号)(第五二九号)(第五三〇号)(第五三二号)(第五三三号)(第五三三〇号)(第五三三二号)(第五三三七号)(第五三五五号)(第五五六号)(第五五七号)(第五五八号)(第五五九号)(第五六〇号)(第五六一号)(第五六二号)(第五六三号)(第五六四号)(第五六五号)

一、国立大学の授業料値上げ反対等に関する請願(第五二二号)

第四一七号 昭和四十七年二月十八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 北海道旭川市春光町二区一条五〇二ノ四六 河原林忠男外二十七名

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一八号 昭和四十七年二月十八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 東京都江戸川区西小岩三ノ二七ノ一五 山田きく外百名

紹介議員 加藤 進君

第六部 文教委員会会議録第二号 昭和四十七年三月二十一日【参議院】

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四九〇号 昭和四十七年二月二十二日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 埼玉県和光市新倉二ノ二四ノ八六 中尾こう外百名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五五三三号 昭和四十七年二月二十四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 埼玉県草加市松原団地C一ノ二 長谷川俊子外百一名

紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五五四号 昭和四十七年二月二十四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(十二通)

請願者 奈良県御所市御所七四六 今井英夫外百三十一名

紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一九号 昭和四十七年二月十八日受理
女子教育職員(育児休暇法制化)に関する請願(二通)

請願者 広島県佐伯郡五日市町正宗 森田有志外千三百六十六名

紹介議員 永野 鎮雄君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四二〇号 昭和四十七年二月十八日受理
女子教育職員(育児休暇法制化)に関する請願

請願者 岡山県川上郡成羽町大字小泉 清水誠一外二千二百四十四名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四二二一号 昭和四十七年二月十八日受理
女子教育職員(育児休暇法制化)に関する請願

請願者 茨城県笠間市福原一七 井川洋子外九百八名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四四三三号 昭和四十七年二月十九日受理
女子教育職員(育児休暇法制化)に関する請願

請願者 島根県仁多郡横田町 佐藤美保子外千五百三名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四七一七号 昭和四十七年二月十九日受理
女子教育職員(育児休暇法制化)に関する請願

請願者 福井県丹生郡越前町 浜野公子外二千八十八名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四七二二号 昭和四十七年二月十九日受理
女子教育職員(育児休暇法制化)に関する請願

請願者 福井県坂井郡金津町 野村清吉外千七百九十一名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四七三三号 昭和四十七年二月十九日受理
女子教育職員(育児休暇法制化)に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町二ノ一一ノ一八 俣田美智外二千五百二十四名

女子教育職員(育児休暇法制化)に関する請願

請願者 福井県小浜市堀屋敷八ノ二 田辺重夫外二千五百五十八名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四七五五号 昭和四十七年二月十九日受理
女子教育職員(育児休暇法制化)に関する請願(九通)

請願者 山梨県都留市十日市場五八六 小嶋久子外一万四千四十四名

紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四七九号 昭和四十七年二月二十一日受理
女子教育職員(育児休暇法制化)に関する請願

請願者 東京都調布市仙川町二ノ八ノ九 立岡光子外千三百四十四名

紹介議員 志村 愛子君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四八〇号 昭和四十七年二月二十一日受理
女子教育職員(育児休暇法制化)に関する請願

請願者 福岡県八女郡黒木町大字本分一、〇〇八ノ一 田島つる子外千九百九十九名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四八四号 昭和四十七年二月二十一日受理
女子教育職員(育児休暇法制化)に関する請願

請願者 高知県南国市下末松三二七ノ一 西川和子外二千六百十名

紹介議員 濱田 幸雄君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

請願者 静岡県浜松市大柳町三三一 伊藤

紹介議員 楠 正俊君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五五二号 昭和四十七年二月二十四日受理
女子教育職員の育児休暇法制定に関する請願（二通）

請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘二ノA一六

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四三二号 昭和四十七年二月十八日受理
大学の学費値上げ反対に関する請願

請願者 東京都豊島区北大塚一ノ二六ノ一

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第四三二号 昭和四十七年二月十八日受理
学校における児童・生徒の負傷事故についての国の保障制度確立に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四七〇号 昭和四十七年二月十九日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度の確立等に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木一ノ三八ノ八

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四九四号 昭和四十七年二月二十二日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都千代田区一ツ橋二ノ六ノ二

教育会館内東京私教連内民主的な

公費助成制度の確立をめざす連絡

会議員 鈴木昭二外千名

私立学校の学費負担軽減と教育・研究条件充実のための公費助成制度を確立するよう、左記事項の実現を期されたい。

一、父母負担の軽減のため、

1 私立幼稚園、高校、大学それぞれの保育料、授業料を軽減するため、大学については月額四千円、短大二千五百円、高校・幼稚園については月額二千円の補助を行なうこと。

2 奨学金の拡大、増額と公私立間の差別をなくすこと。

3 夜間大学学生、定時制高校生生徒に対する奨学制度の抜本的改正を行なうこと。

4 教育費を基礎控除とする税制の改正を行なうこと。

二、教育・研究条件の改善と充実のため、

1 私立幼稚園の施設、設備に対する国庫助成の大幅増額を実施すること。

2 私立高校の教職員の定員を充足させるため、公立高校定数法の適用を図り、その必要経費を助成すること。

3 私立大学における学生の定員に見合つて、大学設置基準に到達するに必要な経費を助成すること。

4 私立大学の学生一人あたり月額五千円を基準にして研究費助成を行なうこと。

5 私学の教職員に対し、研究費として月額四千円、大学教員に対し研究費月額一万円の助成を行なうこと。

三、私学教職員の待遇改善のため、各私立学校人件費について公務員給与の二分の一相当額を助成すること。

四、いつさいのひもつき助成を排除し、その助成の適正化と配分の民主化のため、当面私学振興財団の民主的運営を保障し、民主的公費助成制

度を確立すること。

第五〇五号 昭和四十七年二月二十三日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 長野県茅野市北山一、二五八

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五〇六号 昭和四十七年二月二十三日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都板橋区板橋三ノ一六ノ四

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五〇七号 昭和四十七年二月二十三日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願（三通）

請願者 兵庫県水上郡水上町上新庄一、一

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五〇八号 昭和四十七年二月二十三日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市北区大將軍坂田町洛西寮内

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五一四号 昭和四十七年二月二十三日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市五日市九六八 辻房

夫外九百九十九名

紹介議員 若ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五一五号 昭和四十七年二月二十三日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 熊本県上益城郡嘉島町大字上六嘉

九五一 藤本秋雄外千四百二十六

紹介議員 加藤 完君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五一六号 昭和四十七年二月二十三日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願（三通）

請願者 愛知県瀬戸市北脇町七四 小西公

治外三千六百六十三名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五一七号 昭和四十七年二月二十三日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願（五通）

請願者 愛知県豊川市三上町下屋敷 豊田

多喜夫外八百三十八名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五一八号 昭和四十七年二月二十三日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市中京区生松原町四〇松原

寮内 石岡清重外九百九十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五一九号 昭和四十七年二月二十三日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 岐阜市早田本町二丁目 太田彦次

外九百九十九名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五二〇号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 長野県岡谷市長地二、二二ノ五

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五二二号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 新潟市寺尾新町五、五九四ノ一〇

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五二二二号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都世田谷区赤堤二ノ一四ノ一

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五二三号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 岡山市津高一、七七〇ノ一 桐山

紹介議員 水口 宏三君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五二四号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 茨城県高萩市下手綱八一 鈴木

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五二五号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 岡山県高梁市正宗町一、九五二

紹介議員 細川博史外千名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五二六号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 石川県加賀市大聖寺水町一四一

紹介議員 山本勝吉外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五二七号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市福田町広江一、四四

紹介議員 五 千田菊江外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五二八号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 名古屋市中区山崎町南四ノ八一 藤

紹介議員 本洋一外二千五百三十名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五二九号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願(二通)

請願者 北海道旭川市神居町忠和六六 西

紹介議員 河津洋外二千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三〇号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 北九州市戸畑区浅生二ノ八ノ一〇

紹介議員 佐藤伸子外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三一号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県出石郡但東町唐川三五四

紹介議員 細川勝良外二千九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三二号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都府乙訓郡向日町寺戸東ノ段九

紹介議員 ノ三一 近藤英城外四百九十名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三三号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 岡山県都窪郡山手村地頭片山一九

紹介議員 五ノ一 風早博志外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三四号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市北区田幡町一ノ五八 鈴

紹介議員 木草子外二千二百八十八名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三六号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 愛知県一宮市印田通五ノ二二 飯

紹介議員 村幸男外三千二十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三七号 昭和四十七年二月二十三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市左京区田中上柳町三三 牧

紹介議員 野綾子外七百八十八名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三五号 昭和四十七年二月二十四日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 岡山県笠岡市笠岡二、四三〇 鈴

紹介議員 鹿新二郎外二千二十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五五六号 昭和四十七年二月二十四日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 北海道江別市上江別鉄道宿舎内

紹介議員 南幸夫外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五五七号 昭和四十七年二月二十四日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願(三通)
請願者 京都市右京区梅津中倉町一七 山
田光外四千三百十二名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五五八号 昭和四十七年二月二十四日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願
請願者 名古屋市緑区大高町電原 谷季久
男外千五百五十二名
紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五五九号 昭和四十七年二月二十四日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願
請願者 茨城県水戸市天王町二ノ二〇 斎
藤省一外九百九十九名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五六〇号 昭和四十七年二月二十四日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願(四通)
請願者 北海道旭川市四条三丁目右五号
七尾勇太郎外四千五百八十七名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五六一号 昭和四十七年二月二十四日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願
請願者 岡山市清水八一 湯浅敷外九百九
十九名
紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

第五六二号 昭和四十七年二月二十四日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願(二通)
請願者 福岡県宗像郡宗像町自由ヶ丘ア
パート三、三〇九 平山洋二外三
千四百九十九名
紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五六三号 昭和四十七年二月二十四日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願
請願者 札幌市白石町平和通一ノ北二九
河合勇外九百九十九名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五六四号 昭和四十七年二月二十四日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願(二通)
請願者 茨城県日立市大久保町三ノ一三ノ
一二 渡部正八外千九百九十九名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五六五号 昭和四十七年二月二十四日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願
請願者 名古屋市昭和区山中町二ノ六 野
田一彦外千九百十二名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五六一号 昭和四十七年二月二十三日受理
国立大学の授業料値上げ反対等に関する請願
請願者 京都市左京区松ヶ崎今海道町二ノ
四 松尾康弘外千二名

紹介議員 河田 賢治君
一、国立大学学費値上げ案を白紙撤回すること。
二、私学へのヒモつきでない国費助成の増額を図
ること。
三、奨学金の大幅増、授業料免除の拡大、寮・食
堂等の増設、新設を図り、厚生予算を大幅に増
額すること。

理由
今回の値上げは、大学の自治、学問研究の自由を
破壊し、差別・選別の教育を策し、教育の機会均
等を国民から奪う「中教審路線」をおし進めよう
とするきわめて政治的な色彩の強いものであり、
断固反対する。

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学
の四年課程に改正することに関する請願(第
五七三号)(第六〇二号)(第六三四号)(第六五
一号)(第六五二号)(第六五三三三)(第六五四
号)(第六五五号)(第六六八三三)(第六六八四号)
(第六六八五号)(第六六八六号)(第六六八七号)(第
七〇〇号)(第七〇一号)(第七〇三三)

二、私立学校に対する公費助成の大幅増額等
に関する請願(第五七六号)(第五七七七号)(第五
七八号)(第五七九号)(第五八〇号)(第五八一
号)(第五八二号)(第五八三三三)(第五八四号)
(第五八五号)(第五八六六号)(第五八七号)(第
五八八号)(第五八九号)(第五九〇号)(第五九
一号)(第五九二号)(第五九三三三)(第五九四
号)(第五九五号)(第五九六六号)(第五九七号)
(第五九八号)(第五九九号)(第六〇一七号)(第
六〇一八号)(第六〇一九号)(第六二〇〇号)(第六二
一号)(第六二二二号)(第六二三三三)(第六二四
号)(第六二七号)(第六三三五号)(第六三六号)
(第六三七七号)(第六三八八号)(第六四一四号)(第
六四三三三)(第六四四四号)(第六六三三三)(第六六
四四号)(第六六五五号)(第六六六六号)(第六六
七号)(第六六八八号)(第六六九九号)(第六七〇号)

(第六七一七号)(第六八八八号)(第六八九九号)(第
六九〇号)(第六九一一号)(第六九二二号)(第六九
三三三)(第六九四四号)(第六九五五号)(第六九六
六号)(第六九七七号)(第六九八八号)(第七〇二二号)
一、大学の学費値上げ反対等に関する請願(第
六五六号)

第五七三三 昭和四十七年二月二十五日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課
程に改正することに関する請願
請願者 北海道旭川市宮下通一五ノ左二
島崎千晶外十一名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六〇二二 昭和四十七年二月二十五日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課
程に改正することに関する請願(四通)
請願者 愛知県豊橋市石巻町字沢渡三一
野口順子外五百二十三名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六三四四 昭和四十七年二月二十八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課
程に改正することに関する請願(五通)
請願者 愛知県豊橋市大岩町東郷内二一八
神谷啓子外九百九十九名
紹介議員 森 八三二君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六五一一 昭和四十七年二月二十九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課
程に改正することに関する請願
請願者 愛知県豊橋市植田町字一本木一一
六の一〇二 八木あで子外二百名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六五二号 昭和四十七年二月二十九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区錦一ノ〇ノ一四
荒井きよ子外二百名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六五三号 昭和四十七年二月二十九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区金作町四ノ二〇 鶴
銅英三子外二百二十九名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六五四号 昭和四十七年二月二十九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 愛知県半田市本町五ノ四 鈴木恵
子外二百名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六五五号 昭和四十七年二月二十九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 愛知県豊橋市羽根井本町一三ノ
二 寺田光恵外二百名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六八三三号 昭和四十七年三月二日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(四通)

請願者 徳島県麻植郡鴨島町牛島九四 井
川員江外百十九名
紹介議員 小笠 公昭君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六八四号 昭和四十七年三月二日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(六通)

請願者 大阪府東成区大今里二ノ三三ノ二
四 松岡和賀子外二百四十五名
紹介議員 今 春穂君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六八五号 昭和四十七年三月二日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(十五通)

請願者 大阪府東住吉区平野流町八一四
橋崎勝美外十四名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六八六号 昭和四十七年三月二日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 千葉市朝日ヶ丘町三、二二二ノ一
六 高橋純子外二百七十七名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六八七号 昭和四十七年三月二日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 北海道旭川市北門町九丁目北海道
教育大学養護教諭養成所教育後援
会内 井内謹二外二十七名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇〇号 昭和四十七年三月二日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(十通)

請願者 奈良市百楽園二ノ一ノ二 西脇正

人外九名

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇一号 昭和四十七年三月二日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(十一通)

請願者 青森県弘前市元大工町二九 一戸
孝一外百十二名
紹介議員 津島 文治君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇三三号 昭和四十七年三月二日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 青森県弘前市和徳町二二九 佐藤
きみ外三十二名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇六号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(三通)

請願者 大阪府堺市文珠橋通四ノ八 水田
澄子外三千六百十二名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七〇七号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 大阪府貝塚市新井七六ノ四 辻本
敏一外二千九百七十四名
紹介議員 伊部 真君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七〇七八号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(六通)

請願者 札幌市二四軒三条七丁目かねつか
荘内 川村敦子外五千九百九十九
名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七〇九号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 札幌市白石町中央四五 松本茂外
四百三十六名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七〇八〇号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都府竹野郡網野町島津 今西誠
外千名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七〇八一号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(四通)

請願者 京都府乙訓郡向日町大字森本小字
石田一八ノ四 大橋重晴外三千四
百七十一名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七〇八二号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(三通)

請願者 大阪府貝塚市橋本五五四 伊藤加
代子外二千九百九十九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五八三号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願

請願者 岡山市高屋三〇四ノ二 難波修一
外九百九十九名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五八四号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願

請願者 大阪府池田市緑ヶ丘三三〇ノ一
香山満喜子外八百五十八名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五八五号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願

請願者 岐阜県加茂郡八百津町本町 酒井
久男外九百九十五名
紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五八六号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願

請願者 岡山県玉野市洪川二ノ一八ノ一
与田久人外九百九十九名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五八七号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願

請願者 愛知県豊橋市石巻秋平町字幸神五
二 阿部義明外二千二百七名
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五八八号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願

請願者 京都府舞鶴市東吉原三一九 橋本
利政外九百九十九名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五八九号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願(三通)

請願者 滋賀県大津市晴嵐一ノ二二ノ四
松村正己外二千九百九十九名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五九〇号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願

請願者 大阪府堺市蔵前町一、五九八 西
川逸一外九百九十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五九一号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願(三通)

請願者 兵庫県川西市南花屋敷四ノ七ノ三
吉田功外二千九百九十九名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五九二号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願

請願者 大阪市旭区中宮三ノ一六ノ一三
東篠良賢外千名

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五九三号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願

請願者 大阪府枚方市禁野路光学園教職員
組合内 中西豆外千名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五九四号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願(三通)

請願者 札幌市西岡一六一 只石浩外四千
二百五十六名
紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五九五号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願(三通)

請願者 兵庫県宝塚市平井三ノ五ノ八 加
山仁外二千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五九六号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願(三通)

請願者 札幌市手稲宮の沢一五 山下静
雄外二千六百二名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五九七号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願(七通)

請願者 大阪市港区福崎一ノ一ノ四九 米

原豊外七千六百五十名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五九八号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願(三通)

請願者 大阪府都島区毛馬町一ノ一四ノ四
中田義一外二千九百九十九名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五九九号 昭和四十七年二月二十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願

請願者 大阪府吹田市末広町一五ノ二一
司馬昇外九百九十九名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六一七号 昭和四十七年二月二十六日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願

請願者 三重県四日市市あかつき台一丁目
東九州男外千一百一十名
紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六一八号 昭和四十七年二月二十六日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願(六通)

請願者 大阪府茨木市北春日丘二ノ五ノ一
二 向井文雄外五千五百九十九名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六一九号 昭和四十七年二月二十六日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する
請願(三通)

請願者 大阪府吹田市本町三ノ一四〇

紹介議員 堀陽子外二千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六二〇号 昭和四十七年二月二十六日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都練馬区南大泉六五九 南出

久美子外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六二二号 昭和四十七年二月二十六日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市下京区朱雀正金町三四 長

村治代外千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六二二二号 昭和四十七年二月二十六日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 奈良県大和郡高田町井四九五 牧

村清外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六二三号 昭和四十七年二月二十六日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 札幌市北三七条東七丁目 小田倉

則保外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六二四号 昭和四十七年二月二十六日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願(二通)

請願者 岡山市津島二、三六九ノ六 堀本

順子外千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六二七号 昭和四十七年二月二十六日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府堺市中百舌鳥町七ノ一、一

八三宮路池三、一〇一 渡辺清一

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六三五号 昭和四十七年二月二十八日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(三通)

請願者 岡山県倉敷市玉島黒崎五、一五三

原田類次郎外二千四百一名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六三六号 昭和四十七年二月二十八日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市田町二七 清水利晃

外千二百八十一名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六三七号 昭和四十七年二月二十八日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪市東淀川区豊里三番町三八八

ノ二 四元鈴代外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六三八号 昭和四十七年二月二十八日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都葛飾区亀有三ノ五二ノ六

中島藤五外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六四一号 昭和四十七年二月二十八日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(三通)

請願者 大阪府松原市高見の里六ノ九ノ一

浅越三郎外二千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六四三三号 昭和四十七年二月二十八日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府堺市日置庄原寺二八二 北

田久三外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六四四号 昭和四十七年二月二十八日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 奈良市鶴舞東町一ノ三ノ五〇二

矢上繁外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六六三三号 昭和四十七年三月一日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 岡山市七日市西町八ノ三 原田多

美子外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六六四号 昭和四十七年三月一日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 広島県福山市元町二ノ一五 長

谷川泰通外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六六五号 昭和四十七年三月一日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(三通)

請願者 大阪府吹田市山田下一、八八〇

大浜信彦外二千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六六六号 昭和四十七年三月一日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 大阪市東住吉区平野野堂町三五四

吉川和枝外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六六七号 昭和四十七年三月一日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(十二通)

請願者 大阪府吹田市川園町二二ノ七 柳

原新良外一万九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第六六八号 昭和四十七年三月一日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(五通)

請願者 大阪府吹田市千里山東一ノ二二ノ

四〇 朝日和美外四千九百九十九

【参議院】

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七三七号 昭和四十七年三月三日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(二通)
請願者 愛知県豊橋市駅前大通三ノ一一五
補永しげ外六十二名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七三八号 昭和四十七年三月三日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 大阪府枚方市香里園山之手町二ノ八八 中村留吉外十名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七三九号 昭和四十七年三月三日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(二通)
請願者 岡山県倉敷市西阿知町一、一二二
加藤貞男外十五名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七四〇号 昭和四十七年三月三日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(三通)
請願者 徳島県麻植郡鴨島町鴨島三四八ノ二 井内恵美子外九十二名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七四一号 昭和四十七年三月三日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(五通)
請願者 神戸市兵庫区中道通九ノ一三 矢田久美外四名
紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七四二号 昭和四十七年三月三日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 茨城県石岡市三村一、三四五 酒井幸一外十名
紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七四五号 昭和四十七年三月三日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(二七通)
請願者 大阪府高槻市日吉台一ノ四ノ二七 須藤勝見外七百六十一名
紹介議員 中村 正雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七二号 昭和四十七年三月四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 愛知県西尾市末広町一 長谷川しま外百五十八名
紹介議員 永野 鎮雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七三号 昭和四十七年三月四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 岡山県浅口市金光町占見新田四二八ノ一 内田愛子
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七四号 昭和四十七年三月四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(十三通)
請願者 青森県北津軽郡市浦村大字相内字岩井八一 下山良子外百三十一名
紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七五号 昭和四十七年三月四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(五通)
請願者 愛知県稲垣郡一色町大字味浜中切一五五 村松常司外百四名
紹介議員 渋谷 邦彦君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七六号 昭和四十七年三月四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(五通)
請願者 北海道旭川市春光町一區二条 速水修外百四十四名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七七号 昭和四十七年三月四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(三通)
請願者 徳島県名西郡石井町藍畑東寛四吉村久恵外九十二名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七八号 昭和四十七年三月四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(五十五通)
請願者 岡山市小串三、四三二 風間恵子外五十四名
紹介議員 木村 睦男君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七八五号 昭和四十七年三月四日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(六通)
請願者 神戸市須磨区戎町二ノ一ノ二 小崎信治郎外五名
紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一七号 昭和四十七年三月六日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 岡山県浅口市鴨方町六条院中三、四五八 清水亀江
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一八号 昭和四十七年三月六日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(五通)
請願者 徳島市昭和町八ノ七六 柳田治代外八十六名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一九号 昭和四十七年三月六日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願
請願者 茨城県西茨城郡友部町大田町二一三 関岩雄外三百三十一名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八二〇号 昭和四十七年三月六日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(二通)
請願者 岡山市津島岡山大学青桐寮内 原田悦子外二十三名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八二一〇号 昭和四十七年三月六日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(三通)

請願者 三重県一志郡嬉野町下ノ庄二ノ四 多賀敷子外五十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八二二〇号 昭和四十七年三月六日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 大阪府羽曳野市高鷲六ノ七ノ二 境春男
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八二三〇号 昭和四十七年三月六日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(九通)

請願者 愛知県豊橋市大崎町字平地四八 河合安外百八十八名
紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八五〇号 昭和四十七年三月七日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 徳島市中通町三丁目 宮井伸造外四十名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八五一〇号 昭和四十七年三月七日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(十九通)

請願者 愛知県瀬戸市品野町五ノ一七八 小島恵美子外三百九十八名
紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八五二〇号 昭和四十七年三月七日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 青森県北津軽郡市浦村相内 中野高志外二十九名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八五三〇号 昭和四十七年三月七日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(九通)

請願者 大阪府富田林市久野喜台一ノ七ノ三〇 岡田多可外八名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八五四〇号 昭和四十七年三月七日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(三通)

請願者 茨城県東茨城郡桂村大字上坪二四七 木村たか外三十二名
紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八五五〇号 昭和四十七年三月七日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(七通)

請願者 兵庫県川辺郡猪名川町清水東垣内一八 奥嶋泉美外六名
紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九〇一〇号 昭和四十七年三月八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 兵庫県芦屋市翠ヶ丘町二〇ノ一二ノ二〇一 小西英雄外二十三名
紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九〇二〇号 昭和四十七年三月八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(五通)

請願者 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢一愛知教育大学校峰寮内 横田恵子外百四名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九〇三〇号 昭和四十七年三月八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(三通)

請願者 茨城県常陸太田市宮本町 沢田三男外三十二名
紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九〇八〇号 昭和四十七年三月八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 徳島市国府町和田字居内九 鈴木治外三十名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九〇九〇号 昭和四十七年三月八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(五通)

請願者 愛知県西尾市鎌谷町道入五八 鈴木木務外百四名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九一七〇号 昭和四十七年三月九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区鳴海町字有松裏三ノ

一七 渥味裕子外二十名
紹介議員 足鹿 覺君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九一八〇号 昭和四十七年三月九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区山神町二三 太田百合子外二十名
紹介議員 苗ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九一九〇号 昭和四十七年三月九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(二通)

請願者 岡山県倉敷市玉島黒崎三、一三六 中藤務外二十一一名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二〇〇号 昭和四十七年三月九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区北千種町一三二 板倉雅子外二十名
紹介議員 伊部 真君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二一〇号 昭和四十七年三月九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区金船町二ノ一 横井たつ子外二十名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二二〇号 昭和四十七年三月九日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課

1

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

鈴木康子外二十

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九四二号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区神田町三ノ三河

井新三外二十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九四三号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区葭原町二ノ一 松岡

きぬ外二十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九四四号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区車道東町一四八 高

橋元之助外二十名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九四五号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区神田町三ノ三 河

井玲子外二十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九四六号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区牧野町六ノ六六国

鉄アパート二二六 小川正美外二

十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九四七号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区田代町四観音道東

二九 山崎庸子外二十名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九四八号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区大幸町五ノ五三 鷹

取治恵外二十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九四九号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区大幸町五ノ五三 鷹

取知世外二十名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九五〇号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区押切町三ノ二四 水

谷富美枝外二十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九五一号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区洲原町六ノ一四

伊藤雄二外二十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九五二号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区大幸町四ノ一八 三

編福男外二十名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九五三号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区大幸町四ノ一八 三

編康子外二十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九五四号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区天白町島田黒石

三、七八八ノ八六 国島善一外六

十二名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九五五号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区大幸町四ノ一八 三

編照子外二十名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九五六号 昭和四十七年三月九日受理

程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区天満通二ノ二〇

吉川明子外二十名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九五七号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区森末町三ノ一〇九

高木千恵子外二十名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九五八号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区青柳町七ノ一五

安藤フミエ外二十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九五九号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区鳴海町有松裏三ノ一

七 渥味久子外二十名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六〇号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中村区密柑山町二ノ一六

山田房枝外二十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六一号 昭和四十七年三月九日受理

程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区水切町三ノ三五 吉田輝二外二十名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六二号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区豆園町一ノ四〇 箕浦キヨ外二十名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六三号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区押切町三ノ二四 水谷美代子外二十名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六四号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区田代町四観音道東一一九 山脇セツ子外二十名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六五号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区汗谷町一一 新居勝子外二十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六六号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区押切町三ノ二四 樋口錦江外二十名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六七号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(六通)

請願者 名古屋市中区青柳町七ノ一五 安藤タツエ外百二十四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六八号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区久方一ノ一四九ノ一七ノ五〇六 堀内久美子外二十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六九号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区津賀田町二ノ七七 米倉孝光外二十名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九七〇号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区守山字町南一二三 竹村和子外二十名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九七一号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区田代町鹿子殿八一ノ一、一〇八 福川源治郎外二十名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九七二号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 大阪府東大阪市近江堂五二二 木田和子外十二名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九七三号 昭和四十七年三月九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(三通)

請願者 茨城県水戸市南町 一ノ三ノ一六 大和田千恵子外四十二名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七四三号 昭和四十七年三月三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都府宇治市五ヶ庄福角 山本徳男外十八名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七四四号 昭和四十七年三月三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(十一通)

請願者 大阪府東淀川区北江口町一二三

岡本圭司外一万九百九十九名
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七四五号 昭和四十七年三月三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(四通)

請願者 東京都立川市砂川町三八四 中島要外三千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七四六号 昭和四十七年三月三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府豊屋川市大元町七ノ二 松本一郎外九百九十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七四七号 昭和四十七年三月三日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都文京区白山三ノ二ノ六 大塚孝一外九百九十九名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七六五号 昭和四十七年三月四日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 滋賀県八日市市清水一ノ一ノ七 熊木喜作外百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七七八号 昭和四十七年三月四日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 茨城県日立市高鈴町四ノ二ノ二〇

紹介議員 鈴木勝美外二千八十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七七九号 昭和四十七年三月四日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(五通)

請願者 大阪府東成区中道二ノ一ノ二八

紹介議員 谷川恒夫外四千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七八〇号 昭和四十七年三月四日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 東京都北区十条仲原三ノ二一五

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第七八三号 昭和四十七年三月四日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(九通)

請願者 大阪府池田市西本町一ノ一六 野

紹介議員 村瀬外八千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第八一一号 昭和四十七年三月六日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 岡山県浅口郡金光町占見新田六〇

紹介議員 六 中務正弘外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第八一二号 昭和四十七年三月六日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する

請願者 京都市東山区本町一九ノ七六二ノ

紹介議員 五 成田邦子外九百九十八名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第八一三三号 昭和四十七年三月六日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(十通)

請願者 大阪府此花区木場町三ノ三八

紹介議員 谷清生外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第八一四四号 昭和四十七年三月六日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(五通)

請願者 京都市伏見区下板橋六四四ノ一

紹介議員 広原盛明外四千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第八一五五号 昭和四十七年三月六日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府住吉区北島町二ノ二〇 新

紹介議員 谷喜代一外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第八一六六号 昭和四十七年三月六日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市南宮町二ノ一七 五

紹介議員 島吉郎外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第八四一四号 昭和四十七年三月七日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市伏見区深草フナ町二ノ六二

紹介議員 大塚金治郎外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第八四二二号 昭和四十七年三月七日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 大阪府東淀川区木川東之町五ノ八

紹介議員 七 上田功外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第八四六六号 昭和四十七年三月八日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市中京区王生高樋町一八 久

紹介議員 保井桂子外五百九十七名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第八四七七号 昭和四十七年三月八日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(九通)

請願者 東京都大田区池上七ノ一ノ二 上

紹介議員 田米一外八千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第八四八八号 昭和四十七年三月八日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市字松崎五駄纏五三

紹介議員 尾形正雄外千名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第九一三三号 昭和四十七年三月九日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都府福知山市宇畑中一、〇四一

紹介議員 高橋忠雄外九百六十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第九一四四号 昭和四十七年三月九日受理

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(五通)

請願者 兵庫県西宮市板川町八ノ四一ノ三

紹介議員 〇三 岡田明外四千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第八二七号 昭和四十七年三月七日受理

偏向教授追放に関する請願

請願者 東京都新宿区余丁町一〇五ノ一

紹介議員 石黒武夫外百三十名

多くの新入生を迎えんとする時期において、学園紛争の禍根となつてゐる偏向教授の追放に断固たる処置をとられたい。

理由

一、学園紛争や過激派学生の暴挙は、偏向教授が反国家体制を示唆したことによる。

二、教え子が罪科を負つても、その責任を明らかにしない偏向教授の厚顔を許すことはできない。

い。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

律案(衆)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

第一条を次のように改める。

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行なわれるべきであるという自覚のもとに、地方公共団体における教育行政が公正な民意により地方の実情に即して行なわれることを確保するため、公選制による教育委員会の制度を設ける等地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めるものとする。

第四条を次のように改める。

（公選）

第四条 委員は、日本国民たる当該地方公共団体の住民が選挙する。

第五条第二項を削る。

第七条から第九条までを次のように改める。

（選挙）

第七条 地方公共団体の議会の議員の選挙権又は被選挙権を有する者は、それぞれ、当該地方公共団体の教育委員会の委員の選挙権又は被選挙権を有する。

2 委員は、二年ごとに、その定数が五人の場合にあつては二人と三人に分けて、その定数が三人の場合にあつては一人と二人に分けて、それぞれ改選する。

3 委員の選挙については、前二項に規定するもの及び政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中当該地方公共団体の長の選挙に関する規定を準用する。

（解職請求）

第八条 委員の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができる。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十一条第二項、第八十二条第二項及び第八十三条から第八十五条までの規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十二条第二項中「当該普通地方公共団体の長及び議会の議長」とあるのは「当該教育委員会の関係委員及び委員長」と、「都道府県及び市にあつては自治大臣、町村にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事、自治大臣及び文部大臣に、市町村にあつては市町村長、都道府県知事及び都道府県教育委員会」と読み替へるものとする。

（失職及び資格の決定）

第九条 委員の失職及び資格の決定については、地方自治法第百二十七条及び第百二十八条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の議会」とあり、又は「議会」とあるのは「教育委員会」と、「議員」とあるのは「委員」と、同法第百二十七条第三項中「第百七条」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条第五項」と読み替へるものとする。

第十条中「地方公共団体の長及び」を削る。

第十一条第五項を削る。

第十三条の次に次の二条を加える。

（会議の公開）

第十三条の二 教育委員会の会議は、公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができ。

第十三条の三 教育委員会の会議については、会議録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。

第十六条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2 教育長は、教育委員会が任命する。

第十七条第三項ただし書を削る。

第十九条第一項中「都道府県委員会」を「都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）」に改める。

第十九条第二項中「市町村委員会」を「市町村又は第二条の市町村の組合に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）」に改める。

第十九条第四項前段を削る。

第二十条中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第六十一号）」を加える。

第二十三条各号列記以外の部分中「教育に関する事務」を「教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関する事務」に改める。

第二十三条第二号中「用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理」を「用に供し、又は用に供することと決定した財産の取得、管理及び処分」に改める。

第二十三条第七号の次に次の二条を加える。

七の二 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約に関すること。

七の三 教育委員会の所掌に係る事項に関する予算に関すること。

第二十四条第三号から第五号までを削る。

第二十七条の次に次の二条を加える。

（教育委員会及び教育長の事務の代理執行）

第二十七条の二 教育委員会の委員がすべて欠けた場合においては、当該教育委員会の行なう事務は、教育長が行なう。

2 教育長は、前項の規定により処理した事項を当該教育委員会の次の最初の会議において報告しなければならない。

第二十七条の三 都道府県委員会の委員がすべて欠け、かつ、その教育長も欠けた場合において

は、文部大臣は、当該都道府県委員会の教育長の事務を代理する者を任命する。

2 市町村委員会の委員がすべて欠け、かつ、その教育長も欠けた場合においては、都道府県委員会は、当該市町村委員会の教育長の事務を代理する者を任命する。

3 前項の場合において、都道府県委員会の委員がすべて欠けたときは、当該都道府県委員会の教育長が同項の教育長の事務を代理する者を任命する。

4 第一項及び第二項の教育長の事務を代理する者は、当該教育委員会の次の最初の会議まで在任する。

第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

（予算の調製）

第二十八条 教育委員会は、毎会計年度、その所掌に係る事項に関する歳入歳出の見積りに関する書類を作成し、これを当該地方公共団体における予算の統合調整に供するため、当該地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎会計年度、予算を調製するに当たつて、教育委員会の送付に係る歳入見積りを減額しようとするときは、あらかじめ、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

3 地方公共団体の長は、教育委員会の歳入見積りを減額した場合においては、当該教育委員会の送付に係る歳入見積りについて、その詳細を予算に附記しなければならない。

4 教育委員会の所掌に係る事項に関する補正予算又は暫定予算を調製する場合においては、前三項の規定を準用する。

（予算の執行）

第二十九条 地方公共団体の議会において予算を議決したときは、当該地方公共団体の長は、当該教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を当該教育委員会に配当しなければならない。

2 教育委員会は、その所掌に係る事項に関する

予算について、その配当の範囲内で、支出を出納長又は収入役に行なわせるものとする。

3 地方公共団体の長は、教育委員会の所掌に係る事項に関する収入について、収入を命令する権限を当該地方公共団体の教育委員会に委任することができる。

第三章中第二十九条の次に次の一条を加える。
(地方公共団体の議会の議決を経るべき事件の取扱い)

第二十九条の二 教育委員会は、法令により地方公共団体の議会の議決を経るべき事件のうち、教育委員会の所掌に係る事項に関するものの議案の原案を、当該地方公共団体の長に送付する。

2 地方公共団体の長は、前項に規定する議案については、教育委員会からの原案の送付をまつて、当該地方公共団体の議会の提出することを常例とする。

3 地方公共団体の長は、教育委員会から第一項の原案の送付を受けたときは、すみやかに議案を作成し、これを当該地方公共団体の議会の提出しなければならない。

4 地方公共団体の長は、前項の場合において、当該送付に係る原案と内容の異なる議案を当該地方公共団体の議会の提出しようとするときは、あらかじめ、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

5 地方公共団体の長は、教育委員会から送付された原案と内容の異なる議案を当該地方公共団体の議会の提出する場合においては、当該議案に教育委員会の送付に係る原案及び前項の意見を附記しなければならない。

第五十二条を次のように改める。
第五十二条 削除
第五十三条中「第五十一条及び前条」を「及び第五十一条」に改める。
第五十八条第三項を削る。

附則

(施行期日等)
1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行

する。ただし、第四条及び第七条の改正規定並びに附則第三項、第六項及び第七項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「新法」という。)第二十八条及び第二十九条の規定は、昭和四十八年度の予算から適用する。
(経過措置)

3 新法の規定による最初の教育委員会の委員の選挙は、昭和四十八年三月三十一日前三十日以内において政令で定める日に行なうものとする。

4 前項の規定により選挙された委員の任期は、昭和四十八年四月一日から起算する。

5 附則第三項の規定により選挙される委員の任期は、新法第五条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、得票の最も多い者から順次に、その定数が五人の場合にあつては、三人は四年、二人は二年とし、その定数が三人の場合にあつては、二人は四年、一人は二年とする。

6 第四条及び第七条の改正規定の施行の際現在に在任する教育委員会の委員(次項の規定により新法の施行後に選任される委員を含む。)は、新法第四条及び第七条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五条の規定にかかわらず、昭和四十八年三月三十一日までの間、引き続き教育委員会の委員として在任するものとする。

7 教育委員会の委員の選任及び罷免については、昭和四十八年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

8 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行の際現在に在任する教育長(改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第三項の規定により市町村委員会の委員のうちから任命された者を除く。)は、昭和四十八年九月三十日までの間、引き続き新法の規定による教育長として在任することができる。

9 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行の際現在に在任する指導主事(附則

第十二項の規定による改正後の教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十六条に規定する指導主事の資格を有しないものは、同法同条の規定にかかわらず、昭和四十八年九月三十日までの間、引き続き新法の規定による指導主事として在任することができる。
(政令への委任)

10 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要の経過措置は、政令で定める。
(他の法律の改正)

11 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号(中)「市町村の教育委員会の教育長の任命を承認し、」を削り、「教育に関する事務の管理及び執行について必要な措置を講ずべきこと」を「教育に関する事務に關し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出」に改める。

12 教育公務員特例法の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第三項の規定により教育委員会の委員のうちから任命される教育長を除く。)を削り、「その選挙は、」の下に「教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)による教諭の一級普通免許状を有し、かつ、文部省令で定めるところにより、十年以上校長、教員その他の教育に関する職にあつた者のうちから、」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定による指導主事の選挙は、教育職員免許法による教諭の一級普通免許状を有し、かつ、文部省令で定めるところにより、五年以上教育に関する職にあつた者のうちから行なう。

13 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十九号の二及び第十九号の三を次のように改める。
十九の二及び十九の三 削除
第八条第一号の二を削る。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「へき地学校等」とは、次の各号に掲げる学校をいう。

一 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)第二条に規定するへき地学校

二 人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準の維持が困難となつていて地域で政令で定めるものに存する公立の小学校又は中学校

三 前二号に掲げるもののほか、当該学校の存する地域の社会的条件が教育上特別の配慮を必要とする等政令で定める特別の事情がある公立の小学校又は中学校

第三条第一項中「教学年」を「引き続き二の学年」に改める。

第三条第二項中「学校の種類及び同表の中欄に掲げる」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、へき地学校等の同学年の児童又は生徒で編制する場合における一学級の児童又は生徒の数の基準は、三十人を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

第三条第二項の表を次のように改める。

学級編制の区分	
又は一学級の児童又は生徒の数	
同学年の児童又は生徒で編制する学級	四十人
二の学年の児童又は生徒で編制する学級	十五人
学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十人

第七条第四号を同条第八号とし、同条第三号を

同条第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 五学級以下の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

六 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級を置く小学校及び中学校の特殊学級の学級総数に一を乗じて得た数

七 へき地学校等の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数

第七号第二号の次に次の一号を加える。

三 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの小学校の数の当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

学 校 規 模	乗する数
一 六学級から十一学級までの小学校	一
二 十二学級から十七学級までの小学校	二
三 十八学級から二十三学級までの小学校	三
四 二十四学級から二十九学級までの小学校	四
五 三十学級から三十五学級までの小学校	五
六 三十六学級以上の小学校	六

第八号第一号及び第二号を次のように改める。

一 六学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

二 十八学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

三 へき地学校等の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数

第九号第一号を次のように改める。

一 小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第九号第二号中「三十学級」を「十二学級」に、「二十四学級」を「九学級」に改める。

第九号第四号中「へき地学校」を「へき地学校等」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 政令で定める学校給食を実施する小学校及び

び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第十五条各号列記以外の部分中「次に掲げる事情」を「当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行なわれていること等の政令で定める特別の事情」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(学級編制の標準に関する経過措置)
2 公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の標準については、昭和五十年三月三十一日までの間は、改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「新法」という。）第三条第二項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同項の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県教育委員会がその基準を定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)
3 新法第六条に規定する小中学校教職員定数の標準については、昭和五十年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、同条の規定により算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)
4 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「（政令で定める特別の事情がある都道府県の小中学校教職員定数の標準について

ては、昭和五十年三月三十一日）」を削る。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三百五十億円の見込みである。